

第百四十五回国会

参議院地方行政・警察委員会会議録第十四号

平成十一年七月二十二日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

七月十二日

補欠選任

釜本 邦茂君

出席者は左のとおり。

委員長 小山 峰男君
理事 釜本 邦茂君
松村 龍二君
奥石 東君
山下八洲夫君
富樫 練三君

委員

井上 古夫君
岩瀬 良三君
鎌田 要人君
木村 仁君
久世 公麿君
谷川 秀善君
保坂 三蔵君
高嶋 良充君
藤井 俊男君
魚住裕一郎君
白浜 一良君
八田ひろ子君
照屋 寛徳君
高橋 令則君
松岡満壽男君

衆議院議員

修正案提出者 宮路 和明君
修正案提出者 榊屋 敬悟君

国務大臣

修正案提出者 鰐淵 俊之君

自治 大臣 野田 毅君

政府委員

内閣官房内閣内政審議室長 竹島 一彦君

兼内閣総理大臣官房内政審議室長

総務庁行政管理局長 瀧上 信光君

大蔵省主税局長 尾原 榮夫君

自治大臣官房長 嶋津 昭君

自治省行政局長 鈴木 正明君

兼内閣審議官 片木 淳君

自治省行政局長 成瀬 宣孝君

自治省税務局長 入内島 修君

事務局側

常任委員会専門員

本日

の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○住民基本台帳法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○委員長(小山峰男君)

ただいまから地方行政・警察委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る十二日、岡利定君が委員を辞任され、その補欠として釜本邦茂君が選任されました。

○委員長(小山峰男君)

理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小山峰男君)

御異議ないと認めます。それでは、理事に釜本邦茂君を指名いたします。

○委員長(小山峰男君)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は去る八日に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松村龍二君

自由民主党の松村でございます。先般、同僚議員のお許しをいただきまして、トップバッターといたしまして自民党から質問をさせていただきます。

本委員会が七月八日に提案理由説明を行いました。二週間になるわけですが、先週はこの住民基本台帳の改正にまつわる実地を勉強したいということで、静岡県浜松市におきます広域二十市町村西部広域行政のシステムを拝見し、また隣のその中の豊田町ではICカードをやっているというところで、十七名の同僚の皆様と視察に行つてまいりました。大変示唆を得るところがあつたわけでございます。

順を追つて御質問したいと思うんですが、私、この前、四月に統一地方選挙がありまして、その投票結果を待つて各関係候補者にお祝いの言葉を述べに県内を回つたわけでありまして、八時まで投票ができるというシステムの中で、知事選挙の開票がまずありまして県会議員の開票があるということ、従来のパターンからしますと十時ごろ、九時ごろ県議員も結果が出るということで支持

者が群がっていたわけですが、このたびは十二時近くになるまで大きな都市の県議員の結果が出ないということで、あすまた早朝から仕事があるのに十二時まで投票結果が出ないということではあるの仕事に差し支える、あなた、松村議員、何とかしろと、こういうような陳情を至るところで受けまして、そのような仕組みが将来できるものかどうかといった感じも持ったわけであり

ます。

本日のテーマであります住民票のコンピュータ化、システム化、これが進みますと、さらにこれが基礎になりましてそういうようなことも将来可能になってくるのではないかと、いうふうな思

うわけですが、これにつきましてはまた後ほど質問をさせていただきます。

それから、この住民票の基本台帳の問題は、コンピュータ化時代におきます行政への適用と

いった問題と、それが膨大なネットワークでありますだけに、個人情報がつかり保護されるかといったことが問題になるといふふうに思います。今後、各党からいろいろな観点から御質問があることかと思

います。

そこで、私は、順番を変えて、衆議院におかれましては大変貴重な審議を尽くされまして、そして最後の段階で修正案にたどり着かれたわけでありまして、まず冒頭、修正案を提案された方に御質問させていただきます。この法案の全体像がある意味で浮かび上がってくるということがあ

るのではないかと思います。そのような質問をさせていただきます。

本日、自由民主党宮路理事、自由党鰐淵理事、そして公明党の榊屋理事がお見えでございます。

この住民基本台帳法の改正法案には欠陥があるわけではないけれども、これだけの大きなシステムをつくり上げようとするには国民に漠然とした

不安があるとの指摘もあり、円滑に導入するためにはさらに個人情報保護の保護に万全を期するとされたところであると思います。住民基本台帳ネットワークの準備は進めていくわけだが、その実施に当たっては民間部門をも対象にした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整え、とされたわけであり。民間部門も含めた法整備というのは、言うはやすく、行うのはなかなか難しい問題であろうかと思ひます。

さきに国の個人情報保護法、国の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律が約十年前にできまして附帯決議も付されてから時間がたったわけですが、今回住民基本台帳法審議を契機にこの問題について議論が高まり、方向が示されたことは大変すばらしいことだと思ひます。

政府の高度情報通信社会推進本部に個人情報保護部会を早々に立ち上げることとされ、また自由民主党、自由党、公明党・改革クラブ間で、今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、三年以内に法制化するとされたことは時代の流れに沿った快挙であると認識するわけであり。民間におきまます保護策は、経済活動の自由や表現の自由との関係もありまして、また民間対民間の間を律することにもなりますので、役所が行うより、ある新聞が社説で指摘しておるわけですが、政党が主導した方がよいという意見もあるところでもあります。

各分野を総合的に検討し方向を出していくことは大変なことであるというところは十分承知しておりますが、早速に検討会が三党の間で立ち上げられ、今日おいでの三人の地行の理事の方々がその中核にいらると伺っております。せっかくの機会でありまして、三党の検討会の動きについて御紹介いただければと思ひます。

また、お三方における動き始めの感想あるいは抱負といったものがあればあわせてお聞かせください。

○衆議院議員(宮路和明君) 私、自由民主党の宮路和明でございます。それでは、ただいま松村委員から御指摘のございました、我が党として自由党、公明党・改革クラブ、三党によりましてこの個人情報保護システム検討会、これの検討状況について御答弁申し上げたいと思ひます。

衆議院の地方行政委員会におきまます住民基本台帳法の一部を改正する法律案の審議を通じまして、今委員からも御指摘のございましたように、個人情報保護に関する法律の必要性が強く提起をされたわけでございます。

そこで、去る六月四日、我が自由民主党、自由党、公明党・改革クラブ、三党の政策責任者間におきまして、個人情報保護に関する法律について三党間で、今国会中に検討会を設置の上、法制化の検討に着手し、年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、そして三年以内に法制化を図る旨の確認書を取り交わされたところであります。

そして、その確認書を受けまして、三党間で個人情報保護システム検討会、座長は愛知和男先生でございますが、を設置いたしました。去る六月二十三日にはその第一回の会合を既に開催いたしました。その検討会の第一回会合におきましては、一週間に一遍、隔週一回の割合で検討会を今後開催していくこと、そして精力的に検討をこの問題について重ねていくということが決まりました。またその会合におきまして、内閣内政審議室から、政府における個人情報保護システムの検討状況につきまして説明を聴取いたしましたところでございます。

なお、そのとき、政府におきましても今月中に個人情報保護に関する検討会を立ち上げるべく鋭意人選中であるという御披露もございました。今後とも、先ほど申し上げた三党の検討会と政府側との連絡を密にしていこうとも確認をされたところでございます。

そして、今月七日には検討会の第二回会合を開催いたしました。内政審議室より、米国型、EU型個人情報保護法についてヒアリングを行いました。

また、昨日も第三回会合を開きまして、個人情報保護の国際動向について通商産業省よりヒアリングを行っておりますところでございます。今後とも、先ほど申し上げたような日程で私も鋭意検討を重ねて期待にこたえていきたい、このように思っておりますのでございます。

先ほど松村委員からお話がありましたように、党として主体性といましようか、リーダーシップを発揮して、そして附則二項は政府に對して所要の措置を講ずるべきであるとの責務を課しておるわけでありまして、これが全うできますように、私も党としても、政府がそうした措置を講ずるべく一生懸命エンカレッジをしてまいりたい、応援をしていきたい、こういうふうにして思っておりますのでございます。

どうか、私どものこうした取り組み状況も十分念頭に置いていただきまして、参議院の先生方におかれましては、本法案の円滑かつ積極的な御審議をお願い申し上げたいと思ひ次第でございます。

以上で、私の答弁を終わらせていただきます。

○衆議院議員(梶屋敏博君) 公明党・改革クラブの梶屋敏博でございます。

今、松村委員からのお尋ねでありますけれども、三党におけるシステム検討会が既に動き出し、おりました、その経緯につきましては、今、宮路先生の方から御報告があったとおりでございます。公明党・改革クラブとして感想なり抱負というところもありましたので一言だけ申し上げたいと思ひます。

思ひます。まさに松村委員おっしゃったとおり、言うはやすく行ふはかたしという御指摘は、私もそのとおりだろうというふうに思っております。

と申しますのも、私ども、衆議院段階でぎりぎりの議論を、我が党がなかなか結論が出ずに随分各党に御迷惑もおかけしたわけでありまして、けれども、そうしたぎりぎりの議論をしている中で、この個人情報保護に関する法整備、これが大変大きな議論になりまして、実は我が党も今まで党内あ

るいは会派内でこうした個人情報保護法をせひつくり、民間をも含めた個人情報保護法をつくり、という取り組みを過去において何度かいたしたことがございます。それが結果を見ていないわけでありまして、その困難さといいますが、痛いほど感じている次第であります。

しかしながら、衆議院の議論でもありましたように、松村委員もマスコミのお言葉をお引きになりましたけれども、まさにこれは政治の役割だろうと。中央大学の堀部教授が、御自分が民間をも含む個人情報保護法を目指して取り組んできた経緯も参考人として御発言があり、またそれがなかなか難しいという御説明、さらにはその課題はぜひ政治に期待をしたい、こういうことまでおっしゃったわけでありまして、私も公明党・改革クラブとしてもこの言葉を重く受けとめたいということ、確かに困難な作業かもしれないけれども、まさに今回の住民基本台帳法改正案を契機としてその努力をもう一度政治としてやるべきだろう、こういうふうには私たちは決意をさせていたいただいた次第であります。

ちなみに、我が党も三党のシステム検討会に入っていたのでありますけれども、しっかりと党内、会派内でも受け皿をつくって検討しようというところで、党内にも個人情報保護に関するプロジェクトチームを早速立ち上げまして、あわせて検討に取り組んでいく次第でございます。

以上でございます。

○衆議院議員(鰐淵俊之君) 自由党の鰐淵俊之でございます。

ただいま、松村委員の御質問に對しましては二人の方からお話しございましたのでふくそうは避けたいと思ひますが、まず第一に、この住民基本台帳法そのものの趣旨は、いかにして住民の権利義務を、スムーズに執行することによって、いわば住民の利便を向上するところにあると私は考えております。

そのために、住民基本台帳法そのものにおきましても、非常に嚴重なコンピューターに対する

セーフティガードを設けておりますし、あるいはまた秘密保持、あるいはそれに対する強い罰則規定等設けて、法律そのものも大変用心深い法律ということになっております。しかし、いろいろ衆議院の議論の中では漠然とした不安感、あるいはまたそういう情報が漏れるのではないかと懸念、こういうことがございまして、何とかこれはひとつ私試す必要がある、こういうことで、いわば個人情報保護システムというものを三党によって検討する、こういうことに相なりまして、ただいま三回ほどの検討会がなされております。

いずれにいたしましても、この個人情報保護制度というものは、E.U.型、アメリカ型、それぞれ方式も多々ございまして、どういう方式が日本にとって一番適しているのかというの、正直言って私はまだ勉強途中でございましてから考えがまとまりませんけれども、回を重ねるごとにしつかりとした制度、方式というものを検討いたしました。この住民基本台帳法そのものが本当に国民の皆さんの利便にかなうように、ぜひひとつ実行されていくように私どもも努力していきたい、こう思っております。

○松村龍二君 この法案が制定されるまでいろいろ紆余曲折があったわけですが、平成九年六月に、それまでの国会の論議を踏まえまして、自民党といたしまして、自治省から改正法案を聴取したのを皮切りに、それらの保護方策の検討も重ねまして、平成十年二月に法案骨子が自治省から示されまして、自民党の地方行政部会では、公共団体、学識関係者、利用各府庁、マスコミの方々など関係者から連日のようにヒアリングを行いまして論議を重ね、最終的に政務調査会、正副会長会、総務会を経て決定に至ったわけであります。

この間の主な論議として、特に住民票コードを取り上げられました。権限のない者の告知要求を一般的に禁止する、実効性ある形での民間利用規

制をつけ加える、契約時における告知要求の禁止、業として他に提供予定のデータベースの構成を禁止するなどの、原案に至るまでのつけ加えといえますが、さらに検討が加えられたわけであります。

そして、御承知のとおり、これらに対する違反に対しましては、都道府県知事が中止勧告、命令を出し、中止命令に従わなかった者に対しては一年以下の懲役、あるいは特に重要なことは住民票コードを随時変更できるところであります。

また、公務員の守秘義務違反につきましては、従来の一年以下の懲役または三万円以下の罰金というところをあえて二年以下の懲役または百万円以下の罰金と厳しくいたしました。この罰則は、従来、契約による縛りだけであった電算業務受託者の秘密保持義務違反に対しても科されることとしたわけであります。

このような原案に、法案の改正案に對しまして、衆議院におきまして本當に慎重審議の結果、さらに民間の情報保護も加えまして情報についての保護を検討するというところで、国会においてまさに立法機関が慎重に審議している証左であるといふふうに思うわけでございます。秘密の保護の問題につきましましては、また後ほど時間があれば質問させていただきます。

修正案の方、もしも多用であれば中座していただいても結構でございますが、応援のために聞いているということであればよろしくお願ひします。

さて、私は、今からこの住民基本台帳の電算化、システム化、これがいかに必要であるかというのを私なりに強調したいと思うわけですが、コンピュータというものは、戦後我が国にも導入されまして、私どもが生活の実感としてコンピュータを感じましたのは、新幹線ができて、新幹線の特急券を予約するのに何か変な棒やら何やらを入れた切符をやっておる、そして食い違いがないようにあれだけの乗客を日本じゅう

の駅でうまくやるというようなことが私どもの目に触れた最初かと思ひます。

それから、私は昭和五十三年ごろ総理府の広報室というところにいたんですが、朝日新聞が大変なコンピュータ化に踏み切ったということで見学に行ったことがあります。原稿をデスクがてにをは手直したり、文章を締めたりするというのをなしに、コンピュータの画像に原稿を入れて勝手に伸ばしたり引つ込めたり形につくつたりというふうなこと、あるいは印刷された新聞が各地区に分けられて、しかも自動的にこん包されて出ていくというようなことを見まして、大変なコンピュータの時代が来たものだなというようなことが、皆さんはそれぞれいろいろな御経験がございまして、私の実感でございます。

それから、個人的には、ワープロ、また最近ではパソコン、インターネットというふうなこともちよつとかじるわけですが、時々ある政党のインターネットをのぞきまして、綱領とか国会における答弁とかそういうのをいろいろ拝見いたしました。勉強をさせていただいているところでございます。

それから、国会議員にとりまして名刺というのは大変な難物といひます。処理をすることが大変で、大事な人を別に分けてきちつと分類しておられる方もあろうかと思ひますが、気持ちにはあるんですけれどもいつい積み重ねられてどうにもならなくなってしまうというのが私の短期間の経験でございます。これも最近、パソコンに名刺読み取り機をくつつけてまして、かちかちと名刺を通過させますと全部画面に出てくる、それを、一〇〇〇読み切りませんのちよつと手直ししているうちに思ひ出すといったようなことで経験しているわけでございます。

そのような例を申し上げるまでもなく、我々の生活にはもうあらゆるところにコンピュータ化あるいはデジタル化といった問題が出てきています。そして、デジタル技術により高度化された情報ネットワークは空間の制約、時間

の制約なしにさまざまな形の情報のやりとりを実現するものでありまして、国民のライフスタイルを変えて真のゆとりと豊かさが実現される社会へと変革をもたらすものだとする学者は指摘しております。

そして、この流れは大変に速いものでありまして、一九九五年二月に決定されました政府の「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」、これが早くも三年後の九八年十一月には新方針に改定されているわけでありまして、この間にインターネットの爆発的普及があったこと、また電子商取引への本格的な実用化への機運が高まったことなどが改定の理由であります。

御承知のとおり、インターネットにつきましては、ホストコンピュータの数は、九六年が二十七万台であったのが二年後には百三十五万台、九九年一月には百六十九万台、三年で実に六倍になつておりまして、利用者数も千七百万人、世帯普及率一〇〇％に達しております。コンピュータも一台百万円ぐらいのパソコンが今は十数万円というところであります。郵政省の予測では二〇〇五年には四千三百三十六万人、四一・八％になると予想されておまして、多くの国民が地球規模の情報ネットワークを活用する時代がやってきたのであります。

また、電子決済や電子マネーに関連した実験プロジェクトやビジネスが始まつております。ICカードで電子マネーを蓄積して使用する、ICカードを差し込んでインターネットで買物をするといった例が身近なものになってまいりまして、国民のライフスタイルが変わろうといったしております。

アメリカはもととて広大な国でありまして日本の商取引の慣行と違ふ点はあるかと思ひますが、アメリカでは一般消費者向けビジネスの規模が九八年度には一兆一千億ドル、我が国では現在千七百億ドルという規模でございます。各国がこぞって情報基盤の整備に力を注ぐのもむべなるかな、我が国がこの競争に取残されてはいけな

う感を強く抱くわけであります。

このようなデジタル革命下にありまして、行政事務も当然変わっていくべきである、変わらざるを得ないわけであります。行政のみがいつまでもペーパーベースのみの事務をしていたのでは、国民に不便だけでなく過重な負担をもたらすと言えるかと思ひます。

国の行政事務におきましては、申請や届け出の電子化、ペーパーレス化を推進しようとしております。昨年度の総務庁の調査では、全省庁で八千八百二十二の手続のうち半数弱の三千四百二十三の手続が電子化可能とされており、特許の電子申請とか電子公文書をさらに推進しなければならぬわけであります。

地方自治体も、地方分権時代において行政改革、地域づくりといった課題に一層取り組みなければならぬ。地方自治体でホームページを設けておりますのが九八年四月現在で千六百五十六となりまして、庁内LAN、コンピュータのネットワークをつくっているような市役所も出てきておるといふようなことであります。

現在、行政改革で国家公務員二五％を十年以内には減らすというところでありますけれども、これは、小さい中央政府をつくるというたけ声とは裏腹に権限はちつとも地方へ移っていないようにも一見見えるわけであり、無理無理首を切るということではなく、コンピュータ化によって人が浮いてくる、その人を合理化することによって二五％がカットされるというようになことに向かうべきであろうというふうに思ふわけであります。

そこで、行政のデジタル化、ネットワーク時代の地方自治体の行政改革、住民サービスを考えますときに、行政、特に対人サービスを支える機関として住民基本台帳を抜きにして語ることはできないわけであります。

現在、人口ベースで言いますと九九％が電算化されているわけであり、我々が年賀状をパソコン、ワープロに入れて整理しているように、住

民の基本的なことは当然にコンピュータ化したいとやっているというところで、既に人口比で九九％以上が市町村で電算化されているわけであり、

この住民基本台帳は、行政の基礎となっており、居住関係の公証を行い、住民の利便を増進し、国と地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としておるわけであり、

そこで、質問に移りますが、まず確認しておきたいのが、住民基本台帳が行政の基礎となっており、どんな事務に活用されているのか、漠然とみんな知っているわけであり、改めて御説明を聞きますと、へえ、そんなこともやっているのかという点もあるかと思ひます。御説明をお願いします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。住民基本台帳は、各種行政事務の基礎とすることとされております。

具体的には、一つは住民を住民基本台帳に記録することによりまして住民の居住関係を公証する、こういう役割。また二つとしては、国民健康保険の被保険者の資格や国民年金の被保険者の資格、また児童手当の受給資格などに関する事項を記録することによりましてこれらの行政の基礎とする。また、選挙人名簿の登録はこの住民基本台帳に基づいて行うこととされております。

さらに、市町村民税あるいは都道府県民税の課税は原則として住民基本台帳に記録されている住民に対して行うということ。さらには、生活保護につきましましては、住民基本台帳に記録された住民を原則として対象としてこれらの関係する事務を行うということとされております。

また、住民基本台帳に基づきまして、人口あるいは世帯数及び人口動態の状況を常時把握することができ、各種の行政を適正に執行する上での基礎となるという役割も果たしているわけであり、このほかに、基本台帳制度は、住民に関する台帳というものを統一する、また、住民に関する移動についての届け出を統一する、

こういう役割を持つていられるのでございます。

○松村龍二君 ただいま述べられた事務には、市町村の固有の事務だけでなく、年金や児童手当など国からの事務や県との連携を図る事務もすべて含まれている形になっているというふうにも伺いました。また、例えば選挙人名簿についても、国政選挙にも知事選挙にも使われるわけであり、

いずれにしても、住民基本台帳というのは、各種の登録や住民に関する事務の処理の基礎、地方自治の基礎中の基礎として、住民からの住所の届け出について一括してできるようにいわばワンス・トップサービスのベースとなっております。役所の側でも、住民に関する記録を正確かつ統一的に行われる仕組みになっているわけであり、

しかし、問題は残っているわけであり、市町村がこれをベースにした情報を各セクション、例えば住所異動などを各省各局に報告しなければならぬ。各中央官庁で掌握している福祉関係の資料その他、いつの間にか死んでいったというのではこれはよくないというところで、市町村の窓口から必ず報告させる。そのような事務は、日本じゅうで上げれば本当に膨大な事務量であるというふうに思ひます。

また、住民にとりまして免許やパスポートなどの届け出が必要であります。引越しをしなくても生存証明が必要であるということで、恩給や労災給付など継続給付を受けるには住民票をもらいに市町村に出向くことになるわけであり、

また、転勤がありますと、住民票の転入転出の手続につきましても、まず住民は転出市町村で転入届をいたします。そして、証明書をもらって転入市町村に持って行って転入届を出します。そして、転入市町村は転出市町村に通知を出す。何枚もの紙が行ったり来たりしなければならぬ。各市町村は九九％電算化されているのに、一たんこの三千三百ある市町村を移動するたびに全部紙が行ったり来たりするというのが現状でございます。

それから、個別の市町村ごとの居住証明を全国共通の本人確認に発展させるために住民基本台帳をネットワーク化していくことが必要であると考えます。

そこで、現在の居住証明、広くは本人確認というのでありますが、現状をわかりやすくかみ砕いてみたいと思ひます。

いろいろな役所の手続の際に、本人を証明するものとして住民票の写しを持っていく方法がとられております。国や都道府県に資格申請を出すときに住民票の写しの添付が要求されるわけであり、国では電子申請などと言っておりますのに、住民票だけはいつまでも紙でないとけないというわけであり、民間でも、アルバイトにつく際とか会員になる際とか、本人確認を求められるわけであり、

住民票を一つとりに行くのは面倒だということで、まとめて十部、一枚三百円として十部取り寄せておきまして、私も二、三枚は一通持っていたことがありますが、次に使おうと思うとういつの間にやら三ヶ月の期限が切れているという経験を持つわけでありまして、一回一回とりに行く面倒はたまつたものではない。年間九千万件ほどの住民票の写しや記載事項証明が現在日本じゅうで出ているというところであります。

地方公共団体も、住民の不便に対応するために、自動交付システムを百五十七市町村が導入しております。オンラインシステムを使って住民票の休日交付をデパートなどで行ったり、通勤者のために駅周辺で住民票がとれるようにしたり、さまざまな努力、試みが行われております。

私の地元、福井県の丹南広域市町村は、先般拝見しました浜松と同じように、やはり昔から中核市町村で、就職あるいは家族の姻戚の流れ、結婚とか何かの流れが非常に関係の深い市町村等では、自然発生的といましようか、広域市町村の間で協議して広域交付を行うというようにやっております。委託などの方法でやっております。

でございます。

しかし、この前見せていただきましたけれども、届け出をいたしまして三百円なら三百円払うと、窓口で申請書をファクスで出身の市町村に送ってあげる、それで出身の市町村で間髪入れずその住民票を取り寄せてファクスでお返しする、そのときに、ファクスに仕掛けがあつて、ファクスだけの公印が押される、こういうシステムがありますけれども、一番原始的なやり方である。しかも、私ちょっと思つたんですが、それだけ手間暇を多くしてファクス代とか紙代が余計にかつてゐるのに同じ三百円、手数料が同じというの、妙なぐあいだなと。これが日本じゅうで行われるとすると、そのお金がどこでどう生み出されてゐるのかなといったことも感じたわけでありまして、非常に原始的な、しかし利便に迫られて広域交付が行われ始めてゐるということでもあります。

また、民間では、ビデオのレンタルショップや携帯電話の登録の際にも身分証明が要求されるわけでありまして、免許証とか医療保険証がこれに専ら使われるわけでありまして、それが、その際にコピーをとられて渡すわけでありまして、免許証や医療保険証に掲載されている情報というのは大変な個人情報が入つてゐるわけでありまして、そういう点でまた目的外使用であるといったことから問題があるかというふうに思ひます。

先ほど申しましたように、役所のサイドも一々住民票を出したり証明を行つたりするのも大変だけれども、それ以上に住民の引越とか死亡とか県を通じて中央官庁に一々報告させる。しかも縦割りの役所が、煩雑な重複があるといったことで、デジタルネットワーク社会とは余りに落差が大いというところを指摘せざるを得ないわけでありまして、現在これが市町村ごとにばらばらに管理され利用されてゐるわけだが、これをつないで本人確認のための全国的なシステムをつくり、国、地方を通じて行政改革や住民サービスの向上に役立てていくのは時代の要請するところでありまして、そのような意味におきまして、行政のコンピュータ時代の幕あけといひましようか、必然

が今回の問題ではないかというふうに思ひます。そこで、いろいろ御質問をさせていただきたいと思ひます。

今回のネットワークシステムにつきましまして、基本的にネットワークとしてつなぐ、ストック情報を使う、カードを活用するという三つの要素があると思ひます。第一につなぐであります、この改正案によるシステムは、対等な都道府県、市町村が共同して横のネットワークとして運営する分散型のシステムであり、まさに全国総合開発計画に言う地域連帯のためのソフト面での基盤、情報通信面での基盤となるものと考えられるわけでありまして、御質問したいのは、専用回線で市町村間を県を通じてつなぐことによつて、住民はみずから登録してあるところ以外でも住民票がとれたり、あるいは引越した際に転出証明をとりに行かないでいきなり転入地に行つてもカードがあれば手続ができるようになるわけでありまして、そのつなぐ際に市町村のコンピュータを直接つなぐにコミュニティネットワークを都道府県センターとつなぐようにしたのはなぜか、お伺ひします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。今回のシステムにおきましては、今御指摘のように、市町村の住基システム同士を直接つなぐというところとはいたしておりません。市町村それぞれにコミュニティネットワークといういわば通信用コンピュータといったものを設置するということにいたしておりまして、このコミュニティネットワークの機能で各市町村の既存の住基台帳システムとそれから今回の法律によりまして住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しの役割を果たすということとコミュニティネットワークをばりを設置するということにいたしております。その理由でございますが、一つは既存の住民基本台帳システムにはこの全国のネットワークシステムでは使用しない個人情報も蓄積されております。それから第二に、全国の住民基本台帳ネット

ワークシステムは全国的に大量の個人情報を流通させるシステムでありますので、不正なアクセスを抑えるための高いセキュリティ機能を有したシステムにする必要があるということで、個人情報保護の観点からこのコミュニティネットワークを各市町村に設置するというところにいたしてゐるところでございます。

○松村龍二君 次に、市町村の持つてゐる情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日の四情報及び住民票コードとそれらの変更情報を都道府県センターの方に送り、ストック情報として活用するわけでありまして、この四つと住民票コードという情報で行政上役に立つのか、素朴な疑問でありますけれども、もつと広げないでよかつたのかどうか、その考え方を教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) この住民基本台帳ネットワークシステムにおきましては、住民のプライバシー保護の観点をも重視し組み立ててきております。保有の対象となります情報の範囲を本人確認のために必要かつ十分な氏名、住所、性別、生年月日の四情報プラス住民票コード及び付随情報というものに限定して法律で定めることとしたしております。

本人確認情報と言つておりますが、この本人確認情報を雇用保険の給付、労災の給付、恩給、共済年金の給付などいわゆる給付行政の分野、さらには建築士の免許とか宅建資格の登録などの分野など法令上明確に規定された分野におきまして、国民生活に非常に関係の深い行政分野で十六省庁九十二事務におきまして、住所の確認また生存の確認などに活用することといたしております。十分な効果があるものと考えております。

○松村龍二君 この質問は通告しておりますけれども、我々は戸籍簿本とか抄本とか、これもよく取り寄せないといふ。昔の親元に本籍地を置いてありますので、それをとりに行くのに大変面倒な思いをすることがあるわけですが、このような例えは本籍、これはどうして取り上げないのか

教えてください。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。住民基本台帳に記載する情報としては、本籍、戸籍の表示など確かにございますが、今申し上げましたように、本人確認のための必要かつ十分な情報ということで種々検討いたしました結果、氏名と住所と性別と生年月日の四情報、住民票コードで足りるということでございます。

センシティブな情報などにつきまして、プライバシーの保護という観点にも十分配慮して検討した結果そういう結論に至つたわけでございます。これによりまして本人確認というものができるといふことで、今回は本籍は対象にいたしておりません。

○松村龍二君 先般テレビを見ていましたら、性倒錯者の方がおられて、どうしても性格的に男に生まれてゐるのに女である、逆だったかも知れませんが、それで病院の倫理委員会でも認められて手術をした、それで身も心も全部男か女になったんだけれども、戸籍だけが男のものが残つてゐるの、困ると、こういうふうなテレビ番組を見まして、世の中にはいろいろな問題があるんだというところも感じたわけですが、氏名、住所、性別、生年月日、これは最低限のあれであると、こういう話であると承知したわけでありまして。

それでは、先ほどもお話ししましたが、ストック情報を国の機関などで使うには法律の手当てが必要でありまして、利用機関と利用目的は個別に別表で限定列挙され、使用料を払つて初めて使えるわけでありまして。今回の改正では十六省庁九十二事務が列挙されておりますが、私としてみれば、もつと広げなければという不満もある一方、縦割りの霞が関で各省が、ニーズがあるにしても、利用料を払つて使おうとこれだけ名乗りを上げたということは、ある意味で驚きでもあります。

その背景には、各省庁は、自分の持つてゐる情報は全然見返りとして出さず、ただ法律に書き込めば最新の住所情報をもらえるわけでありまし

て、このようなネットワーク、各省の持つ個人情報が集約されていないこととなっていると理解しますが、それでよろしいのでしょうか。

○国務大臣(野田毅) 御指摘のとおり、このシステムにおきましては、他省庁等が有しておりまして、さまざまな個人情報をこのシステムで一元的に収集して管理するということができない、そういう仕組みに組み立てられているというところでございます。これは、このシステムをめぐって何か国が一元的に管理するのではないかと、その種のいろんな議論があったわけですが、まさにそういうことをやらない、そのための仕組みでもあるということですので御理解をいただきたいと思っております。

○松村龍二君 第三に、カードについてであります。希望者に対して市町村が交付するということとされており、まず初めに、なぜICカードをおおうとしているのか、その理由を確認したいと思っております。

○政府委員(鈴木正明君) 住民基本台帳カードには、重要な秘密事項であります住民票コードなどを記録することとしております。この場合に重要なことはセキュリティ機能でございます。カードに記録されましたこれらの情報が外部の者に読み取られたり、またカード自身を偽造されたりすることがないようにする必要があります。暗号化して記録ができるなどの、現行技術上、セキュリティ確保機能が高いICカードを採用するということがいたしておるところであります。

○松村龍二君 私は、カードの活用は三つの面があると思っております。

一番目は、このカードの表面に市町村で写真を入れたらいいと思います。これは本人確認ができる、いわば市町村が発行する最もシンプルな身分証明書として使える、従来の免許証以上にしっかりとしたもの。免許証は住所を変えていないというようなこともたまにあるわけですが、その

ような意味におきまして、最もシンプルな身分証明書として使えると。

二番目は、先般、我々視察してきたわけでありまして、カードの中にいろいろ情報が入っておりまして、権限のある者あるいは御自身が暗証番号を打ち込んでそのカードを読み出しますと、過去の身体検査の、定期健診のデータが入っているとか、あるいはもっとさらに進んだ使い方があろうかと思っております。今、一枚のカードであっても大変な分量の情報が入りますので、そのようなふうに使えると。これはしかもオフラインであるということ、他とつながっていないわけでありまして。

三番目は、さらに進めて、カードを入れる端末がネットワークシステムに取り込まれている場合には、より確実な本人確認が可能になってまいります。ネットワーク上の他の機関とのやりとりも可能になってくるわけでありまして、これが一番進んだ形であろうと思っております。

以上、整理しましたように、三つの要素、つなぐ、ネットワーク情報を使う、カードを活用する、これらについて、住民サイド、行政にそれぞれメリットが出てくるはずであります。これをわかりやすく説明していただきたいと思っております。

住民サイドについてはどのようなメリットが出てくるのか、行政サイドでは、地方公共団体、国に御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) さまざまな行政分野があるわけですが、雇用保険の給付、労災の給付、恩給、共済年金の支給、建築士の免許、そういういろいろな分野でこういうものが活用されるということになります。

そうなりますと、先ほど先生からも御指摘ありましたが、住民票の写しをもちただけでも年間九千万件ぐらいある、それぐらいの市町村があるんです。まず第一に、全国どの市町村においても自分の住民票の写しをとれるようになるということは非常に大きな利便性の向上であると思

います。第二に、転入転出の手続が簡素化され、引っ越しの際に市町村の窓口に行くのが一回で済むというふうなこともあります。あるいは、先ほど御指摘がありました、恩給などの現況証明をもちに役所に行くことももう要らなくなるというところもあります。あるいは、資格申請や受験などの行政手続の際に住民票添付の省略が可能となる、一々自分でもらって住民票を添付しなきゃならぬということももう省略されるということにもなるかと思っております。それから、住民基本台帳カードを利用することにより窓口での手続を早く済ますことも可能になる。

そのほかいろいろありますが、このカードを自動交付機による住民票の写しの取得に活用することもできる。あるいは、希望すれば写真を張って住民基本台帳カードを身分証明書として利用することもできる。そういう、住民基本台帳カードを利用した場合には多様なサービスや広域的なサービスも受けられる。

さまざまなメリットがあるんですが、将来の方向としても、ワンストップサービスへの方向ということも、非常に展望が開けてくるということも住民サイドから見たメリットとして指摘できると考えております。

○松村龍二君 ただいま住民サイドのお話があったかと思いますが、地方公共団体、国に分けて、行政サイドのメリット……

○国務大臣(野田毅君) 地方公共団体におきましては、恩給等に関する証明事務や各種資格等に関する住民票の発行などが不要になる。第二点目に、窓口事務の迅速化、転入転出手続の簡素化によつて市町村における住民基本台帳事務が効率化できる。第三点目に、窓口業務の簡素化によつて窓口人員の一部を、今後、地方公共団体の役割が増大する福祉分野などで活用することも可能になる。

四点目は、市町村の住民基本台帳情報について大災害のときのバックアップが可能となる。それから五点目に、将来、電子申請、ワンストップサービスの本人確認に活用が可能であるなどのメリットが考えられるわけです。

次に、国の行政機関におけるメリットでございますが、この点では第一に、本人確認情報を利用して恩給などの受給者や申請者に関する確認事務の簡素化、効率化が図られる。二点目に、受給者や資格者などの現住所等の現況や住所変更等をより確実迅速に把握が可能となる。三点目に、恩給などの過払いなどを防止することが可能となる。それから四点目に、将来、電子申請、ワンストップサービスの本人確認に活用することが可能であるなどのメリットがあるわけですね。

総じて言えば、国、地方いずれも行政事務そのものが簡素化されるということ、このことが非常に大きなポイントであろうと思っております。同時に、そのことによって浮いた人員などをほかの住民福祉向上のために回すことができる、あるいは行政コストという側面でも非常に効果的な部分がある、それからまた何より間違いというものを事前にこのことによつて防止するという役割も期待することができるといことが総じて言えることであろうと考えております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。

ところで、この住民基本台帳はなぜ反対があるかといいますと、個人情報情報が漏れるという攻撃と総背番号制だというような言葉で攻撃されるわけですね。背番号といいますが、野球選手の背番号、その他スポーツ選手に背番号があるわけでありまして、国民一人一人に番号が背中から張られるというとか重苦しい気持ちになるということとはわかってはいるんですが、今回のシステムは総背番号制とは全然違うものになってしまったのではないかと。数字が十けたの中からランダムに選ばれて、また自分が気に入らなければ違う番号に変えてもいいということでありまして、違うものになつていくのではないかと考えています。

このコードにつきまして私なりの考えを申し上げますが、やはり住所、氏名、生年月日、性別だけではネットワークは構成できない。例えば、マツラリュウジという名前が世の中に幾つあるか

わかりませんが、余りないかなと勝手に想像しますが、ただスズキイチロウとかヤマダイチロウとか、スズキさんがおられたらお許しください。か、スズキさんですが、このような全国に多いと言われる姓名であれば、これで住所、生年月日とまた区別してというとせつかくコンピュータの長所であります。検索という点で非常に非効率になるという点もあり、どうしてもコードというものは本人確認をきちんと行うための手段であつて必要であるというふうに思います。

このコードは自分と秘密を守らなければならぬ公務員のみが知っているコードでありまして、自己証明、本人確認の精度を上げることができ、他人が自分に成り済ますことを防ぎ、身を守るわけであり、また、カードとあればその発給は一人一枚で、旅行で使うカード等タイプが張つてあるようなあいうものであれば読み取れるわけですが、ICカードであれば十分なカードがかつておりまして、しかも暗証番号により守られているのでより確実に本人確認ができるといふものであります。

現在のシステムですと、ある市から他人に成り済ましてその人の住民票を移しかえまして、そこで国民健康保険の保険証を受けたり印鑑登録を受ける、それらを使って携帯電話の申し込みや融資を受けたり、ひどいときは土地を売却したりした上でまた住民票をもとのところへ戻しておいて、なかなか気づかれることがない。こういった事例も昨年あつたというふうに聞いております。

やはりシーズンともなれば大勢の人が窓口へ住民票をとりに来る。どうしても素朴な確認方法では一々確認できない。ICカードを持つて示してもらえばそのような間違いも防げるといったことにもなるかと思ひます。それから、ICカードは、先ほど来話に出ておりますが、福祉や保健など、各市町村がその独自のニーズに応じた住民サービスを行うことを支援するものであります。先般拝見してまいりましたが、まだ十二分にこなしているとは言えない感じはあります。しか

し、このICカードというのは、他方では全国単位の本人確認システムとして大きな意義を持つのではないかと。

将来、民間における電子商取引におきまします本人であることの証明、すなわち電子認証の方法が問題になるわけであり、将来、我が国においてこの住民基本台帳カードこそ電子認証の有力な選択肢であると考えられます。この電子認証について、私も余り電子認証というのはいささか聞かない言葉ですので、解説していただければと思います。

○政府委員(鈴木正明君) 直接所管をいたしておりませんが、電子商取引をコンピュータネットワーク上で行っていく場合に、本人の確認というものをコンピュータネットワーク上でどうしていくかというところがまず入り口の課題としてあるわけでございます。

その際に、電子認証のシステムができればそれにより本人の確認が確実に行われるということになるわけでございます。ネットワーク上の本人の確認ができるシステムというものができましますと、それは行政上で申し上げますとワンストップサービスにもつながってくるというもので、現在各方面において検討がなされている、このように承知をいたしております。

○松村龍二君 時間も少なくなつてまいりました、いよいよ煮詰まつた質問をさせていただきます。いと思ひますが、納税者番号について触れてみたいと思ひます。

衆議院において議論がありまして、参議院においても公平な税制という観点から納税者番号について議論をされると思ひます。この納税者番号制度というのは、簡単に言えば、公平な課税を行うために納税者番号をもとに納税者の課税情報を名寄せする制度ということになるかと思ひます。

納税者番号制度に関連しまして、かつて昭和五十年代後半にグリーンカード制が議論されておりました。この制度は、昭和五十五年に一たん成立したのですが、自民党などの反対もありまして、

施行されることなく昭和六十年に廃止されております。私は、埼玉県に勤務したことがありまして、埼玉県にグリーンカードの建物がありまして、ここまで準備していたんだなというふうなことを思つたことがあります。

私も昔は、やっぱり世の中というのはある程度自由な方がいいのかな、悪いことをする人は悪いことをしてお金をためているのも自由かなと思つておつたんですが、世の中これだけ世知辛くなつてきますと、しつかり納税している人とうまくやつていける人と、これがしつかり捕まてできないというところではやはり国民の行政に対する姿勢、関心も弱まるというふうになるわけであり、

そういう意味におきまして、私は最近、納税者番号制度は反対どころかぜひとも導入すべきではないかというふうな考えをもちまして、納税者番号が、今回はともかく、将来的には住民基本台帳ネットワークシステムを納税者番号に活用すべきであると考えております。この点、自治大臣、大蔵省から、将来構想についてお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 今回の住民基本台帳ネットワークシステムの関係につきましては、これを直ちに納税者番号制度の方に転用するということはできない仕組みになつておりまして、まずどうしてもこれを転用するんだということであれば、改めて法改正をした上で法的対応をとらなければならぬということはお聞きのとおりでございます。

そこで、問題は、この納税者番号制度そのものを導入するしかないかという議論が、まずそつちが先行することだと思ひます。その点につきましては、平成十一年度の政府の税制調査会の答申におきまして、「国民の理解が更に深められるよう」、「より掘り下げて具体的な検討を進めいくことが必要」ということになつておりまして、これは実は、平成元年のころから、もう十年ほど前から大体似たようなことを言つておりますから、今御指摘がありましたように税務の側面

みならず経済の取引、いろんな角度から国民的議論を掘り下げてやつた上で結論を得なければならぬということで、慎重な対応をとつておられることだと思ひます。

ただ、この点について今御指摘ありましたように、いつまでもそういうことのままでは本当にいいんだらうか。やはりこれは、かなりの政党においても、納税者番号制度、この基本台帳システムの問題とは別として、それはそれで前向きに検討すべきであるというふうな、各党間においてもそういう議論がかなりなされておるというふうにも理解いたしておりますので、これはこれで真剣に検討していかなくやならぬテーマであるというふうなことを考えております。

ただ、くどいようであります。納税者番号制度を導入することとそれに今回の住民基本台帳ネットワークシステムを活用するかどうかということは、これは一応別問題として議論をしていただきたというふうなことを考えております。

○政府委員(尾原榮夫君) ただいま自治大臣からお話があつたとおりでございますが、今の納税者番号制度の状況について簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

この納税者番号制度でございますが、政府税制調査会に小委員会をつくつたりいたしまして検討を行つてまいりました。現在もお検討中でございます。この納税者番号制度のまず目的をどうするかという点については、今、先生から御指摘がございましたように、適正、公平な所得課税あるいは資産課税の実現のために必要ではないか、あるいは税務行政の機械化、効率化のためにも必要ではないかというふうな議論が行われているわけでございます。最近、この納税者番号制度をめぐる環境でございますが、いろんなカードの普及がなされている。さらには、金融ビッグバンということで資料情報制度をどうするかというふうな局面の変化もござります。

いずれにいたしましても、この納税者番号制度に對しまして、前のグリーンカードのお話がご

ございましたが、国民の受けとめ方あるいは考え方というのを十分酌み取りまして、納税者番号制度をどう使っていくのか、さらにはプライバシーの問題、さらには、例えばあるものを納税者番号制度の対象にして、あるものをしなければ、経済にえらい攪乱効果をもたらすわけでございます。そういう影響をどう考えるのか、コストと効果の関係等々について、さらに議論を深めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。

冒頭申し上げました電子投票システムについて伺います。

自民党の森幹事長を会長といたしまして各党から参加があった電子式開票システム研究会において、電子投票、電子開票についてどういうものか議論がありまして、これは本人確認が必要となってくるわけでありまして、これにも住民基本台帳ネットワークシステムが活用できるのかどうか、大臣からお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(野田毅君) 電子投票システム、この議論は、どこからでも投票できる電子投票システムというものを導入するためには、ICカードなどによつてまず本人確認が行われるということが大事でございますし、そのためには選挙人名簿の情報をデータベース化してこれをまたネットワーク化するということが前提になるわけです。そういう意味では、御審議いただいておりますこの住民基本台帳ネットワークシステムが構築されるということになりまして、そのような電子投票システムに活用できる可能性は出てくるというふうに考えられます。

ただ、これができれば直ちに電子投票システムに直結するかと、そこはまた、そこへ至る前に、例えば投票の方式などについて、自書式であったり、これはできないでしようし、そういったことが、記号式という形に改めていくとか、さまざまなことが同時に検討されていかなければうまくいかないと思っております。

いずれにしても、今年度、自治省の中で研究会をこの問題について設けまして、電子機器を利用した投票システムなどの選挙システムについて調査研究を行うというところであります。その中で、この住民基本台帳ネットワークシステムとの関連も含めて研究をしてまいりたいと考えております。

○松村龍二君 そこで、一番大事なところですが、この膨大な、四情報とはいえ大量に集約される四情報を引き出すインデックスとしての住民票コード、このシステムにつきましては、個人情報保護が大切であります。

先ほども申しましたように、この法案を提出するまでに自民党といたしましても大分縛りをかけて強化したという努力をいたしておるわけでありまして、非常に大きなシステムでありますので、また機械物でコンピュータ、コンピュータを設計した人があるわけでありまして、これを打ち破る知恵、昨今のハッカーとか何とかいうのが、または、ピラミッドじゃありませんが、つくった人が何かその裏道をつくらうと思えばできるというふうな、もともと非常に難しい問題であろうと思っております。

しかし、今度はそういうアイデアとともにシステムがこれを防ぐようにすればいいわけでありまして、専用回線や暗号化などの措置を講ずることとしていくわけでありまして、どのような対応策をとるかお伺いしたいと思つたわけでありまして、そして、このような対応策、技術は日進月歩である、常にこれをフォローしていく必要があると思うわけでありまして。

それから、制度面におけるプライバシー保護の基本的事項にどういう配慮がなされてこの法案にちりばめられてあるのか聞かせていただきたい。それから、やはり昨今起きているコンピュータの事故等を見ますと、各市町村で起きております事故を見ますと、運用面での保護措置が重要であるということかと思つております。どんな保護措置を考えているかお聞かせいただきたいといったような質問をしたいと思つておつたのでございますが、

もう時間もございません。

大臣から、今回の法律につきまして、改正案につきましまして、個人情報の保護ということについて基本的などのようなお考えであるか、最後にお聞かせいただきたいと思つております。

○国務大臣(野田毅君) 今回の住民基本台帳ネットワークシステムを構築していくというこの御議論は、今御指摘ございましたように、技術面あるいは制度面あるいは運用面等において、今日の段階で今までも他になかったようなプライバシー保護についての厳格な保護策を講じてきて、万全の体制をとつておるというふうに私どもは考えております。

しかし、御議論していただく過程の中で御指摘がありましたように、日進月歩という技術の進歩の中で常にこれらで百点満点ということはないだろう。したがって、常にそれをキャッチアップして、先取りをして対応していくという姿勢そのものも必要だし、あわせて、今回この問題と直接の関係はないにしても、プライバシー保護というものがいろいろなこれからのデジタル革命が行われていく環境の中で、民間部門におけることをも含めた個人情報の保護ということがより必要だということ、そういう大きな幅広い角度から、あわせてこの機会に総合的に研究、検討すべきであるということ、そういう点で、私どもも誠意を持って誠実に一緒に勉強させていただいて対応してまいりたいと考えております。

○松村龍二君 現在、各市町村がそれぞれコンピュータ化をやつておるわけでありましてけれども、情報の保護という点でまた弱い取り組みという部分もあるかと思つております。この法案の成立を機に、そのような意味で日本の行政の発展がありますように折念いたしまして、私の質問とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

ます。

きょうは、修正案提出者でございます三党の代表の方にそのい踏みでお越しいただきまして、大変お忙しいの中にお越しいただきましたことに厚く御礼を申し上げておきたいというふうに思つております。

とりわけ、私は修正案の目的とか中身が余りまだよく理解できないものでございますから、ぜひ後ほどの質問の中で御教示をいただきたい、こういうふうに思つておるもので、ひとつよろしくお願いを申し上げておきます。

最初に、この問題に対する私の個人的な認識を申し上げておきたいというふうに思つております。

今日の高度情報社会のもとでは、情報化が市民にも必要なものとして認知されているというのは十分承知をしておりますし、それは市民の皆さん方が、そのことが利便性につながっている、あるいはこれから世界の隅々まで情報をリアルタイムで享受するということに関係していくと、まさに未来に向けて大きな可能性を持っている、そういうことだろうというふうに思つております。まさに遠く離れたところから情報を素早く着実に獲得していく、それを伝達するということが今日の社会では必要不可欠になっているのではないかなとも思つておるわけでありまして、その意味では、大量の情報を収集処理するためのネットワークシステムというものを構築することもこれまた必要かなとも思つておるところでございます。

ただ、このような利点のある反面、欠点もあるのではないかと。これは衆議院で私どもの同僚の古賀議員がいつも言っているというふうに思いますが、光と影があるのではないかと一言を使われております。私もそのとおりだろうというふうに思つております。

大きく分けて二つあるのではないかと。一つは、利用分野によつてはこのシステムが国民を管理統制するという手段にも使えなくはない、こういうことです。もう一つは、四情報といえども個人の

まさにプライバシーにかかわる部分ですから、そういう意味では、それが漏えいすることによって個人のプライバシーが侵害されるというおそれが出てくるのではないかと。これらのまさに影の部分、高度情報社会で必要不可欠なシステムに対して影の部分でどう解消し克服していくかということが私ども立法府の人間に課せられた任務かなというふうな思っております。そういう観点で私はぜひ質問をさせていただきたい、こういうふうな思っております。

そこで、まず自治大臣にお伺いをいたしますが、先ほど申し上げました利用分野との関連でございますけれども、今のところ法案では、国の行政機関の利用については十六省庁九十二の事務に限定をされております。しかし、これは将来拡大をされるおそれがあるのではないかと、この心配も一方ではあるわけです。そのことに對して自治大臣に、今後拡大をされることはないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○國務大臣(野田毅君) これは本人確認情報を利用することができ分野は法律で明確に定めておるわけでありまして、これをさらに他の分野に広げようという場合には法律の改正ということがなければできないということになっております。これが前提でございますから、それをどうするかということとはまさに議會でお決めのいただくということになろうかと思っております。

○高橋良充君 わかりました。利用分野を拡大する場合は法改正が必要だ、こういうことですから、現時点では利用分野を拡大するお気持ちは持っておられない、持っておられたらこの法案の中に入っておる、そういうふうな理解をさせていただいてよろしいですね。

ところで、これは事前にコピーをお渡ししておりますけれども、七月七日の朝日新聞に自由党の小沢一郎党首が経団連で講演された記事が載っております。そこで、本当にこういうふうな言われたかどうかということも含めてお聞きをするわけですが、その記事では、「住民基本台帳法改正案

について「政府は安全保障や治安維持には使わない」と言う。そこに使わないと何のためにやるんだ。正面から「治安の維持に必要だ」「プライバシーを守るために厳重な乱用禁止の規定を設けま」と言えよとがすむ、こういうふうな述べてられて、安全保障や治安維持のために活用すべきだという考え方を示された、こういう記事が載っているわけでございます。

この発言に對して、まず修正案を提出されております自由党としての考え方を同じ党の鶴淵理事にお伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(鶴淵俊之君) ただいまの御質問につきましてお答えをいたします。

私どもの小沢党首の発言については、私も新聞で知っている程度でございますが、基本的には今回の改正法律案におきましては、国の機関等が本人確認情報を利用、提供できるのは御案内のとおり十六省庁九十二の事務に限定されておりました、党首が申されたと言われる治安維持のために利用できないということになっているわけでございます。

したがって、本法律案に対する党の正式な考えは今述べたとおりでございます。こういったことについては既に党首も、党の最終意思決定機関であります常任幹事会においても了承しておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○高橋良充君 党の決定がある、こういうことでございますから、現時点では治安維持に活用しない、そういう党の方針だ、こういうことで理解してよろしゅうございませうか。

○衆議院議員(鶴淵俊之君) はい。

○高橋良充君 ありがとうございます。

それでは、自治大臣にこの問題で再度お尋ねをいたしますけれども、小沢発言の記事をよく読ませていただくと、これは政府に對して言っておられる、いわば政府の決意を求めている、こういうふうな受け取れるんですが、政府は、「正面から「治安の維持に必要だ」「プライバシーを守るため

に厳重な乱用禁止の規定を設けます」と言えよとがすむ、そういう言い方をされているということ、政府がそういうふうな言えよいんだ、こういうことを述べられているというふうな思いますが、政府として、この問題に對する大臣の見解を伺いたいと思っております。

○國務大臣(野田毅君) 治安の維持にこのシステムを利用するというお話があったようなんですけども、政府としてはそういう考えは毛頭ありませんし、私は小沢党首がちょっと誤解しておられるんじゃないかというふうに見ております。実際問題、このシステムを治安の維持に活用するというやり方はちよつと想定できないんです。また、そういうことはあつてはならないことである、そういう考えは毛頭ないということでは申し上げておきたいと思っております。

○高橋良充君 小沢さんは、治安の維持に使うために、プライバシーを守るための厳重な乱用禁止の規定を設ければ使える、こういうふうな言っておられるんです。逆に読めば、厳重なプライバシーを守るための保護措置を規定すれば、それは幾らでも利用拡大できるんじゃないかというふうなにとれるわけですね。

修正案との絡みでぜひ公明党の棟屋理事にお尋ねをしたいんですが、そういうことを裏返して、個人情報保護法を制定すれば利用分野はほとんど拡大すべきだという受けとめ方がされてくるということになれば、個人情報保護法の制定そのものがあだになつてしまふんじゃないかというふうな思ふんですが、修正案提出者の真意をお尋ねしたいと思っております。

○衆議院議員(棟屋敬信君) 公明党・改革クラブの棟屋敬信でございます。

高橋委員のお尋ねであります、包括的な個人情報保護法、これは今からの議論になると思ひますが、もしそういうものができればかえつてそれがあだになるんじゃないか、利用の分野を拡大するということになるのではないかと、こういう御指摘をいただいたわけでありますが、考えように

よつてはそういうことが言えるのかもしれないけれども、ちよつとその質問に驚いておるのであります。

我々は、実は衆議院段階で、この法案ができるまでも随分事前に、これはもう経緯は詳しく申し上げませんが、自治省において随分この住基法の改正案については検討をされておりました、検討会あるいは中間報告等もなされながら今日法案になっているわけでありまして、その過程において、私どもはやはり、おっしゃるようには利便性と、それから光と影という話がありましたけれども、その影の部分、それはまさに一つの要素として利用の分野ということでありまして、そのことを私ども全く高橋委員と同じく大変に神経をしながら議論をしてまいりました。

その中で我が党は、ほかの党もおっしゃったやうであります、当初は、この法案の形は利用目的については法令によるというようなこともあつたわけでありまして、いや、それはだめだ、きちつと法律に明記すべきだということもなつた。その過程においては主張をさせていただきながら、そうした形になつたわけでありまして、それから、利便性と同時に個人のプライバシー、あるいは国家が国民を管理する、統制するという側面も確かに御指摘のようにあるわけでありまして、そこはやはり利用分野については慎重に検討すべきであるというふうな思っております。

そういう意味では、個人情報保護法、これはまた後ほど議論が多分あると思ひますが、私たちは何としても個人情報保護、民間をも含む個人情報保護法はこれが必要だという議論をしたわけでありまして、それはイコール利用分野の拡大につながるといふことではないというふうな考えております。

○高橋良充君 ぜひ、利用分野の拡大については慎重な取り扱いをお願いしておきたいというふうな思ひますが、再度、自治大臣にお伺いします。先ほどの小沢発言のマスコミ記事が載つてから、国民の皆さん方が、やつぱり将来治安維持

等々に使われるのではないかと、最近、盗聴法の問題とかいろんな法案の絡みがありますから、そういう心配をされている方もおられます。この間、こういうことも出されていました。

道路上に設置されている警察の監視カメラ、あるいは街角や企業や銀行やスーパーの中の防犯カメラ、それらに蓄積された個人情報利用が犯罪の捜査などにどんどん拡大するのではないかと不安がある、こういうふうに言われているわけです。これはデータマッチングすればという話ですけれども、そういう問題であるとか、この間ある自治体に寄せていただきましたら、その助役さんがこういうことを言っておられました。

今、自衛隊が隊員募集をするときに市町村に住民基本台帳の閲覧を要請していますね。その閲覧に對して市町村は、住基法の十一條の一項でそれを認めているところもあるし、しかし十一條四項によって、不当な目的に使用されるおそれがあるというところでは認めない、そういう形をとっておられるところもありますね。それで、今後も防衛庁にもそういう利用の範囲が拡大すれば、それはもう簡単に十八歳になった人の氏名、住所、すべてがわかるわけですから、隊員募集、隊員拡大にどんどん入れるではないか、そういうことを心配されている自治体の関係者もいるわけがあります。

この法案の中には、今言われているように、警察庁や防衛庁は今回は含まれていない、こういうことですが、犯罪捜査の問題とか、あるいはこの種の防衛庁と自衛隊隊員募集にかかわる住民基本台帳等々の問題が今後浮上してくる可能性もございまして、これはもう答弁は要りませんので、将来の利用分野拡大の問題についてはぜひ慎重を期していただくように御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、かなり質問項目を提出しておりますが、八十分という時間でございまして、きょうは修正案提出者に来ていただいておりますので、できるだけその辺を重点にさせていただきますというこ

とで途中を飛ばしますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。六項目め、七項目めについては、質問通告しておりますが、これは後日にさせていただきますというふうに思ひます。

そこで、自治省にお伺ひをします。八番目の項目なんですけれども、自治省の試算で、システム導入の初期投資に約四百億円、年間経費が約二百億円かかる、こういうふうな試算をされております。先ほど、新しいシステムによってどういうメリットがあるのかという松村委員の質問に對して自治省の方からお答えがありました。これは、引越しの際とか、住民票の写しなどでもとれるとかといういろんな利点を出されておりましたけれども、そういう利点だけで、あるいはそれらの程度の手続を簡素化するだけで全国のネットワークをつくるのに四百億円、運用に毎年二百億円かける意味があるんだろうかという問題です。

今まさに行革の時代、こう言われていて、地方自治体はもう地方行革に邁進をしておるわけですから、さらに追い打ちをかけるように地方財政の危機が襲っているわけです。そういう状況の中でまだではないかという意見がかなりあるんですけれども、その辺について自治省はどうお考えなのか。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

このシステムの構築にかかるコストについては今お話しのとおりでございます。これに對しますベネフィットにつきましては、数値化が可能なものについて、一定の仮定のもとでございまして、仮定計算で節減時間あるいは人件費などにより試算をいたしますと、毎年行政サイドで約二百四十億円、それに加えて住民負担の軽減といたしまして約二百七十億円を見込んでいるところでございます。コストに見合うベネフィットがあるものというふうに考えております。

なお、数値化したしておりませんベネフィットの例といたしましては、例えば共済年金、労災、恩給の過払い防止が可能になる、また主婦とか高

齢者等が住民基本台帳カードを身分証明書として活用できる、また市町村が独自に住民基本台帳カードを活用した場合には、福祉とか保健とか医療とか救急支援、それから窓口業務の改善といった各種の行政サービスに活用できる、また災害が万一生じた場合に、住民基本台帳データがやられたときにそのバックアップに活用できる、また将来、電子申請、ワンストップサービスなど幅広い分野で本人確認に活用が可能といったものが数値化したしていないベネフィットの例でございます。

○高嶋良充君 今、行政局長から御答弁をいただいたようなことは今まで聞いておりますから、そういう内容だけで六百億円も使うのはむだではないか、こういうふうに申し上げたんです。この間、私も視察で静岡県豊田町へ寄せていただきました。あそこも住民カードをつくっておられるわけですが、当初の投資に一億八千万円、こう言っておられました。そして、年間二千万円かかるんだ、こういうことのようにです。あれだけの情報、そして利用されておる住民の皆さん方は約四分の一程度ということでございますから、非常にむだだと。ただ、全員が利用したらかなりまた費用対効果の関係も上がってくるだろうという部分はあります。しかし、それだけの情報で果たして費用対効果が生まれるのかというところ、僕はやっぱり問題があると思うんです。

そういう観点からいくと、先ほど利用分野の関係で申し上げましたけれども、これだけの費用をかけてやる以上は、国民の統制やそういう危険なところを使うという、利用分野を拡大するというのは私は大反対なんですけれども、もっと利便性を増すようなところに活用するということも想定をしてこの問題を議論しないと、僕は費用対効果の問題だけであればこれはやめておいた方がいい、これはだれが見てもそういうふうに言われるというふうに思うんですけれども、この費用対効果の点から余り意味がないのではないかと

うに思っております。

そこで、自治大臣にお伺ひをいたしますけれども、自治大臣は四月二十日の衆議院地方行政委員会新藤義孝議員の質問に答えて、まずスタートをさせていただいた上で、法的手段をしながら具体的に展開してまいりたいというふうに答弁されております。これは四つの情報に限定するコード番号の利用範囲を拡大していく意向を示したものであるというふうに私は受け取っているんですが、その真意はどうでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) これは先ほどの御質問に關して、今回の法案において九十二の事務とすることに限定をして利用分野を定めている。したがって、それを広げていくというような場合には当然のことながら法改正を伴うんです。したがって、国会における御議論の結果でなければ利用分野を拡大することはないんですというところは確認をしたところでございます。

そういう意味で、この法案はいろいろもつと広げるべきであるとかいうような御議論がある場合に、当然のことながらそういった法的手当てがなければ具体的な展開はできませんということの意味でございます。

その点、今回、給付行政あるいは資格付与に關する分野ということでこの利用の範囲を我々は考えておりますので、それ以外の先ほどの御議論ございましたことまでは想定をいたしておりませんので、いろんな御議論がある場合には当然法改正ということがなければできないというところの意味でもあります。

○高嶋良充君 ということは、法改正がされれば利用分野はやっぱり拡大した方がいいというふうに、私は大臣はそういうふうに思われているのかと思ひますが、もう一度。

○国務大臣(野田毅君) 今から九十二以外はもう全部だめなんですということを限定してしまうのはどうかと。ですから、それぞれの行政事務の中で、各省庁においてこういったものをさらに広げ

いく、あるいはいろいろな事務の適正な執行といえますか、間違いをできるだけ少なくしていくこと、いろんなことがそれぞれの行政の中でお考えになった際に検討されるべきものであつて、これから先も九十二以外は絶対だめですよということをお私に言い切るのはいかがなものか。むしろ、いろんな行政サービス分野の中で、特にサービス行政の世界はこの種のものが多いと思うんです。そういつた点で、余り限定的に考えてしまうのはいかがなものか。そういう意味で、この点は具体的にそれぞれ各省において利用できるところは大いに利用してもらつた方が私はいと思つています。ただし、それが実際にどうかというのはこの国会でお決めのいただくということでございます。

○高嶋良充君 ということは、利用拡大という面からいえば、先ほど言つておられるような国民の統制に係る部分等々は別にして、住民あるいは国民の利便を向上させる、あるいは行政サービスにつながる、あるいはそのことによって行政コストが節減できる、そういう分野であれば、今後法改正をすれば利用拡大していいという意向を持つておられる、そういうことでよろしゅうございますか。

○国務大臣(野田毅君) 基本的な趣旨はそういうことです。

○高嶋良充君 では、そこでお伺いをいたしますけれども、これは先ほどの松村委員の御発言とも重複をいたしますので大体の意向は先ほどのあれでわかっていますが、再度簡単に答えをいただきたいと思います。

納税者番号制度にこの住基システムを活用するという点については、将来、今のような住民サービスの向上につながるような観点からそういう法改正がされれば、これは活用をする方がいい、そういうお考えを持つておられますか。

○国務大臣(野田毅君) 先ほど松村委員の御質問にお答え申し上げたとおりでございます。この住民基本台帳ネットワークシステムの問題とそれ

から納税者番号制度の問題は切り離してぜひお考えをいただきたいと思つています。

問題は、将来、納税者番号制度を、政府税調において十年この方御検討いただいております。おいて、まだ結論が出ておる状況にはございません。これを実際にやるとなれば、主税局長から先ほど御答弁がありました、いろんな角度から検討をしてもならなければならないテーマであります。その上でこれをやるべしという結論が出た場合に、具体的な手法として、この住民基本台帳システムによる住民票コードナンバーを活用するというのも一つの方法かもしれないし、あるいはその他の、今までの検討の中では社会保険番号を活用するののも一つの方法かもしれない、いろんな議論があることは御承知のとおりであります。そういう全体的な中で、いわば全くその可能性をゼロだと言ひ切つてしまふのはいかがなものかと思ひますが、しかし、断定的にこれが納税者番号制度導入への第一歩であるという位置づけにはならないというふうに考えております。

この点で、納税者番号制度をぜひ入れるべきだと、しかもそれにこれを活用すべきだという議論が人によつてはあつたのかもしれないし、またそれはだめだという議論があるのかもしれないが、そこは、納税者番号制度導入をぜひということとをさきと踏まえた議論がまず行われて、それから後の話になるのではないかとこのように思ひます。

○高嶋良充君 先ほどの松村委員のときの御答弁と今の御答弁を突き合わせてみますと、大体、納税者番号制度の問題については真剣に検討していくテーマと、これは松村委員のときに言われていたんですが、しかし一応別問題だと、こういう前提にして、しかし可能性はゼロではない、こういう今の答弁もあるわけでございますが、衆議院の審議のときにはいざ知らず、今回参議院で審議に入つた段階、きょうからは、きょうからはというよりも衆議院が通過した時点からは私は一応別問題というのではなくたのではないかなとい

うふうと思つています。これはまた後で申し上げます。そういう観点で以降の質問を若干続けさせていただきますというふうに思ひます。

そこで、大要この修正案の実現に努力をされまされた公明党の棟屋理事にお伺いをいたしますけれども、衆議院において附則第一条に第二項を追加するという修正、「所要の措置」、こういうこととさせていただきますけれども、加えられました。先ほど若干前の質問のところで聞きましたけれども、その目的等々を含めて、なぜ修正が必要であつたのかということについてもう少し具体的にお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

○衆議院議員(棟屋敬悟君) 今回の衆議院段階における修正の必要性についてのお尋ねでございますが、先日この委員会でも修正案の提案理由を申し上げて、先日のこの委員会でも申し上げて、基本的にはあの三点に尽きるところであつたのでありますが、いま少し我が党の、我が会派の気持ちを語れというお尋ねかなというふうにも理解をするわけでありま。

先般、官路議員の方から申し上げたポイント、この法案そのものは可能な限りのプライバシー保護対策が講じられてはいるけれども、なおプライバシー保護に対する漠然とした不安、懸念がある。それから二点目が、急激な情報化社会、ネットワーク社会の進展の中で、諸外国との比較からも、民間部門を含めた個人情報保護に関する法整備を早期に進めていく必要性が高まつていく、そういうこと。さらには、今回の住基ネットワークは地方公共団体が主体となつて進めるものでありますから、全国民を対象としたこのネットワークシステムを円滑に導入するためにその条件整備としてというふうな説明を申し上げたかと思つております。

もう少し我が党、会派の気持ちをお話しさせていただきますと、さつきもちよつと言ひましたけれども、実は衆議院段階では、ほとんどの党が結論をお出しになつた中で、本日に我が党は随分迷惑をかけてぎりぎりの議論をさせていただいたわけでありま。

けであります。私も公明党・改革クラブとしておいては、先ほどの高嶋委員の議論をずっと聞いておいて、ほとんど同じ気持ちだなという思いがしてゐるのであります。私も、今回の住基のネットワークシステム、この住基法の改正というものが、今後行政の高度情報化が進むというその中であつて、やはりインフラ整備として必要であらうというところは考えつづつ、たとえ四情報たりといえども、全国一律のネットワークシステムをつくるという以上は、国民の間で個人情報保護の流出、さらには悪用の危険性を指摘する声が随分出ておりますし、また委員会でもそういう審議があつたということから、このネットワークシステムを運用する前提として、私も、特に国、地方、そして民間を含めたそうした個人情報保護するシステム、法整備というものをどうしてもやるべきだといふふうに考えて、このことをずっと政府・与党にも申し上げ、修正案の提出に至つたといふふうに理解をいたしております。

○高嶋良充君 かなり詳しく説明をいただきました。私は、一般論としては非常に理解ができるといふふうに思ひます。ただ、この問題との関連でなかなか理解できないといふことをまた後で申し上げたいといふふうに思ひます。

そこで、衆議院の修正時点での地行委員会、六月十日ですけれども、そのときにわざわざ小淵総理まで委員会に出られて答弁をされていまして、自治大臣も答弁をされていまして、その中で修正内容の「所要の措置」について、自治大臣の答弁と総理の答弁を読めば大体その意味がわかるわけですが、それを教えてほしいと思つたんですが、時間がありませんから私の方で読み上げますので、それで間違いないかお聞かせください。

まず、自治大臣答弁はこう言つておられます。「所要の措置」とは、第一に、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えること、第二に、第一のシステムの整備状況を踏まえ、住民基本台帳法におけるさらなる個人情報保護措置を講ず

るため、所要の法改正等を図ること、第三に、地方公共団体が適切に住民基本台帳ネットワークシステムを運用することができるよう、自治省として個人情報保護に係る指導を十分に行うこと

そして、小淵総理はこのように答弁をされています。包括的個人情報保護法の具体的イメージが十分明らかではありませんが、民間部門をも対象とした個人情報保護のあり方につきましては、政府全体として、総合的に検討し、法整備を含めたシステムを速やかに整えてまいる所存でございます。

○政府委員(鈴木正明君) そのとおりでございます。自治大臣にお伺いします。

○高嶋良充君 では、自治大臣にお伺いします。自治大臣が答弁されているところの第一の部分と、それから小淵総理が答弁されている「民間部門をも対象とした個人情報保護」というところから推察をすると、この個人情報保護法というのは民間利用も含めた包括的個人情報保護法を新たに制定する、こういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 一本の法律としての包括的な個人情報保護法という限定はいたしておけません。そういう意味で、民間分野における個人情報保護の保護も含めた具体的な法律の体系としてどういうやり方がいいかということも含めて対応していかなければならぬという意味でございます。

○高嶋良充君 ちょっと意味がわからない。私の直感的な受け取り方では、ちょっと後退をされているのかなというふうに思いますが、努力をされてきた公明党の榊屋理事にお伺いします。

公明党としては、衆議院で富田さんの発言もございしますが、あるいはこれは新聞紙上で読んでも、坂口政審会長のコメント等

を含めて、民間利用を含む包括的な個人情報保護法がまさに所要の措置なんだと、そういう理解をされているというふうな聞いたので、そういう担保として理解していいのでしょうか。

○衆議院議員(榊屋敬信君) 先ほどから自治大臣の答弁もあるわけでありまして、私たちが公明党・改革クラブとしては、小淵総理の衆議院における御答弁というのは、私たちが目指している方向をほぼ達成するであろう、こういう期待を持って、そのように了解をして衆議院段階を経てきたわけでありまして。

今もお尋ねがありましたけれども、私どもの党の坂口政審会長の話もいただきましたけれども、今、委員は包括的個人情報保護法とおっしゃったけれども、その意味するところというのが、法律の形というものがどういふものか必ずしも定説、どのように理解していいか私も悩むところでありまして。私たちが公明党がぎりぎりの議論をしたというふうな申し上げましたけれども、私どもの坂口政審会長は、国と地方自治体そして民間、まずこの分野の中で漏れがあつてはならぬということからスタートしているわけでありまして、今三党でシステム検討会も始まっておりますけれども、まず検討分野を漏れなく検討した上で、そしてその結果として一体的な法整備を含めたシステムというものを前提として考えていこう、こういうことで今議論を進めているところであります。

なお、これからどういふふうな議論をしていくかということでありまして、一つはやはり国における個人情報保護法なるものは既に改正をされておりまして、加えて今回住民基本台帳法が改正をされる、そして地方自治体においてはさまざまな条例という形もあります。さらには民間部門においてはさまざまな自主的な取り組みも行われているわけでありまして。さらには個人情報保護法の法整備を考えると、先ほど報告もありましたけれども、E.U.型の形もあればアメリカ型の形もある、そんな中でどういふ形が一番我が国に適して

いるのかということも含めまして総合的に検討していこう、その結果どういふ形になるのか、そこは年内かけて基本的な枠組みについて我々は議論していこうということで今議論している最中でございまして。御理解いただきたいと思ひます。

○高嶋良充君 考えておられる中身は大体わかりました。私は、衆議院での修正の目的、内容は新聞紙上でしか読んでいない部分もございますけれども、一般的に言われる民間利用も含めた包括的な個人情報保護法、世界のパターンでいえば、先ほどE.U.というか欧州とアメリカを言われましたけれども、私は欧州型のまさにオムニバス方式と言われる統合方式が基本的には民間利用も含めた個人情報保護法を指すものだとばかり思っております。

また、連合等を含めてサラリーマンがこの住民基本台帳に、今は反対ですけれども、当初の賛成方針の中には、納税者番号制度をこの住民基本台帳でやるんだ、そのためにはその条件整備として民間利用も含めた包括的な個人情報保護法がセットなんだと、こういうことで労働団体の関係は賛成の方向になった。そういう意味では、今回の修正というのはいささか評価できるとは思いますが、しかしそういう部分が多分まだ全くなからぬ議論で、統合方式になるかどうかともわからない。そういう部分からいくと、これは中身の議論はまだまだ成熟を待っている、今の段階で議論を一緒にするというのは非常に難しいんじゃないかな、こういうふうな思っています。しかしそういうことも前提にしながら、あえて質問をさせていただきます。

そこで、榊屋理事にもう一度お伺いしますけれども、この改正案では民間利用は禁止をされていますよね、この住民基本台帳法そのものについては。しかし、なぜ民間利用を含めた包括的個人情報

保護、保護法とはいきませんが、個人情報保護の法整備が必要だというふうな言われたのか。先ほどの答弁では、まさにこれが基本的な成立の前提になるんだ、そういうふうにも申されましたね。だから、民間利用を禁止しているのに、なぜ民間利用を含めたプライバシー保護法が必要なのか、その部分を教えてください。

○衆議院議員(榊屋敬信君) 先ほどから何かお話をいたしておりますけれども、今回の住民基本法の改正案、我が党は随分前から取り組みを、先ほどの法令を法律に変えようとか、そういう強い要請もしながらやってきたわけでありまして、ある意味では今回の住民基本法の改正で現時点における可能な限りの個人情報の保護という措置は行われている。

特に、今御指摘のありました民間の部門、これは禁止されているわけでありまして、そこは当初の形と違って、随分形としては、私はまさに可能な限りの措置という状況であろうというふうな理解をしております。

では、何でおまえのところは民間を対象に考えるのか、いいじゃないか、こういう話であります。が、しかし今回の法律案によりまして住民基本台帳ネットワークシステム、今回の法改正に基づきますこのネットワークシステムの案というものが、コンピュータネットワーク社会が急速に進む我が国の中において個人情報保護の観点から大衆国民の関心と呼んだことも事実であるわけでありまして。

特に、私ども先ほどから説明していますように、公明党・改革クラブとしては、六十三年に制定された国の個人情報保護法、これは国の機関だけあるいは電子情報だけを対象としているものでありますし、民間を含めた包括的なそういう法整備がないという状況がある。これが諸外国に比べてはおくれているという認識を持っているわけでありまして。したがって、一番大事なものは、やっぱり社会全体としてネットワークプライバシー

シとも言うべき概念あるいはその社会的な価値

親が全く醸成されていない。したがって、日々マスコミには個人情報漏えいというふうな事件が報道されるわけでありまして、あるいは名寄せ屋がばっこしている、こういう状況があるわけでありまして、これは何とかしなきゃいかぬ。おっしゃるとおり、民間は大丈夫なだけども、しかしこの法律を契機に、長い間政府が検討してきてなかなか難しい、先ほど一番最初の御質問がありましたけれども、なかなか困難な作業であるけれども、包括的な個人情報保護法制、こうしたものにこの法律を機会にぜひ取り組みたい、このように我々は考えたわけであります。

○高橋良充君 私はどうも理解ができないのは、住民基本台帳ネットワークシステムという法律の改正の中にいわば、十分であるかどうかは別にして、プライバシー保護が盛り込まれているという部分ですね。その法律となぜ一緒に修正の中に一般法である包括的な個人情報保護法というのを設けなきゃ、保護措置ということであればこれはある程度理解できるんですが、また後でも内政審議室に聞きますけれども、あれは基本的に保護措置だけども、法整備をしてそれは法律としてやっていくと。当然これは一般法になる、そういう考え方だろうというふうに思うんですが、それも、それはさておきまして、自治省にお伺いします。

今、梓屋理事からも出されました一般的な部分と、まだまだこの法案のプライバシー保護に対する不安が残っているという点を述べられました。総理も、六月十日、そういう答弁をされていますね。プライバシーの保護に対する漠然とした不安、懸念が残っているとの指摘があった、だから必要なんだ、こういう言い方をされています。自治省は、私どもにも、全委員の皆さん方が事前に御説明をもう何回も受けていらっしゃるというふうな思いがありますけれども、個人情報保護には万全を期したというふうな説明をされていたというふうに思います。五点はどれも挙げられていたね。情報を暗号処理するんだ、二つ目には

ネットワークを外と遮断する防護策をとっているんだ、三つ目はシステムに従事する公務員などに通常より厳しい守秘義務と罰則を科すんだ、民間利用はすべて禁止をしているんだ、さらに指定情報処理機関に個人情報保護するための委員会を設けたいと。

この委員会の部分については、我々も今言われているような委員会ではだめだということを以前から言っていましたけれども、しかし上の四点については非常に評価しているんです。だからそれによって、かなりそれは公務員にとっては厳しかれども、当然プライバシーの保護という観点からいえばそれぐらいの重罰を科すことも必要だ、そういう観点に立つて評価をしていたんですが、そういう意味からいくと、自治省は、プライバシー保護がどうもこの修正案との関連からいうと不十分ではないのか、一般的に現在そういうことになってきているというふうに思うんですけれども、その点について再度お伺いしたいと思えます。

○政府委員(鈴木正明君) プライバシー保護措置が不十分かというお尋ねでございますが、今御指摘がありましたように、制度面、システム技術面あるいは管理運用面において、十分な保護措置を講じ、または講ずることといたしております。

具体的には、制度面では、この本人確認情報を利用できる機関あるいは目的というものを法律で具体的に明定する、それから関係職員に対する安全確保措置及び秘密保持を法律上義務づけている、それから国の機関等が目的外利用することを禁止している、民間部門において住民票コード利用を禁止しているという措置を講じております。システム面でも、プライバシー保護措置といたしまして、専用回線を用いて送信する本人確認情報や暗号化してあるICカードや暗証番号によるコンピュータを操作する者の厳重な確認を行う、またはコンピュータ同士で相互認証を行う、こういうシステムを入れていくという措置、データ通信については記録管理を行うという措置

を講ずることといたしております。運用面も非常に重要な点でございますが、情報保護管理者を設置する、安全確保のための委員会の開催、監査等の管理体制に関する措置、こういった措置を講ずる、また個人情報保護意識の向上あるいは安全、正確性の確保などのについての研修に関する措置を講ずる。

このようにして、制度面、システム面、運用面のいずれの面においても十分に本人確認情報等を保護することといたしております。そういう考え方でございます。

○高橋良充君 もう一度お伺いしますが、それ十分じゃないですか。どうでしょう。

○政府委員(鈴木正明君) 今ほど申し上げましたように、今回の改正案におきましては、本人確認情報の厳重な保護措置を講じておりますので、その意味では住民基本台帳ネットワークシステムを導入する前提として包括的な個人情報保護法の制定を要するものではない、このような認識を持っておりまして、その旨も御説明をしておりますところでございます。

○高橋良充君 そのとおりですね。総理もそういう答弁をされたと思います。だから、今回の改正法案については、十分な個人情報保護を講じているので包括的な個人情報保護法の制定とはいわば直接的に關係ない。総理の言葉をかりるとこういうことです。住民基本台帳システムを導入することの前提として包括的な個人情報保護法の制定を要するものではないとの認識を持っておる、こういうふうに答弁されています。これは共産党の春名議員に対する答弁ですけども、今の局長答弁もそういうことだろうというふうに思います。

では、なぜ法案の修正の中にその問題が盛り込まれたのかということが私は不思議でならない。先ほどから申し上げている趣旨はそこなんです。自治大臣が修正案の「所要の措置」のところでは、これは先ほどから出ていますように、自治市で公務員が外に漏らすというふうなことがあり

ましたから、そういう意味ではそれらの部分について保護措置をきちんとしておかねばならない、また現状の法案よりもさらに厳しくしていく方向というのは私は理解ができるというふうに思います。ただ、それらはこの運用の中とかあるいはやむなくば法案の保護措置のところを修正して強化をすればいい、こういうことですから、それで事足りるというふうに思うんですが、わざわざ民間利用も含めた包括的な個人情報保護の法整備を修正案に盛り込まれたということは、なかなか今までの答弁では私は納得ができない。

そこで、私なりに解釈をさせていただくと、民間利用も含めた個人情報保護法が住基法改正との関係でぜひ必要だという理由があるとすれば、それは、将来この住基法を民間利用も行わせていくという目的がそこにあるのではないのか。目的というよりもそういう意図、意思が働いているのではないのか。その部分なんですけれども、その辺はどうでしょう。

○国務大臣(野田毅君) ああ、そういう見方もあるのかと思つてちよつと聞かせていただいたんですが、それでも、ざつとばらんに申し上げて、私どもはこの住民基本台帳ネットワークシステムを導入する前提として、今、局長から御答弁申し上げました制度面あるいはシステム面、運用面で我々が今日考えられる対応としては万全の対応をとったという思いがございまして。したがって、この新しいシステムの導入に関連して、そういう手当ては今特に必要とすると考えていないということとは繰り返して衆議院でも申し上げてきたわけです。

しかし、それにしても、技術の側面において日進月歩の世界の中だし、実際にこれが具体的に実施に移されるまでの期間にもどんな技術が進歩するにやないか、だからその間にも必要を見直しをしてちゃんとそれを先取りした手当てをしていくということには必要ではないかということは一つございまして。

それからもう一つは、この問題とは別にさまざまな分野で民間部門におけるいろんな個人情報の

漏えいの問題等もありまして、この法案とは別の問題としても、個人情報保護について別途の問題と切り離した中であればいい。さういふ問題が今のままでは不十分なので必要ではないかという議論が、ちょうどこの審議に連動してさういふ角度から必要じゃないかということもございました。

それから、たしかある先生は、専用回線であるからいいんです、あるいはファイアウォールがあるからいいんですというのやっていたんですけれども、しかしそれにしても公衆回線のどこかでちよつと入ったところから入ってくる余地だっているのではないかとさういふ話にまでなりました。ともかくもさういふ話があったりも連動しなきゃならぬという議論もございました。

そういう中で、デジタル革命による急速なネットワーク社会の進展の中で、この法案だけに限らない、もう少し幅の広い意味での個人情報保護のための体制というものが必要ではないかという議論、こういったことが両々相まちまして、それはこれから高度情報社会の中で、光と影という御議論もありましたが、まさにさういふ部分をきちんと手当てしていくことがないと、本当に健全な高度情報ネットワーク社会の進展のためにはやっぱり不可欠の部分であるという意味で、個人情報に関しての保護システムをあわせて検討していくべきであるということでも我々も理解をいたしたわけであります。

率直に言って、さっきの角度からの御指摘、民間分野に対する利用をふやすためにさういふ議論をしているという問いかけは全く、今言われて、ああそうか、さういふ視点もあつたのかと思って改めて驚いたんですけれども、我々はさういふ角度があつたからさういふ三つのうちの第一の部分について申し上げたつもりではございません。

○高嶋良充君 自治大臣は昔から答弁にたけた方でございますし、政策的にも非常に優秀な方でございまして、私の民間利用という部分をかなり

拡大解釈して百倍ほど変えていただきましたけれども、私の真意、ああいう形で申し上げましたが、最初から一貫している真意をもう一度申し上げますと、私は何も包括的個人情報保護法の制定を否定しているわけではないのです。僕は必要だというふうには思っています。ただ、今回の住民基本台帳法改正案には必要ないのではないかとさういふに言っているわけなんです。これは総理も必要ない、さういふ言い方をされています。それなのになぜ修正案に入れたかというところなんです。これはもう民間利用すべてとは言いません。私は、勘ぐるところだ一つだけ思い当たる節があるわけです。

それは、自治省行政局長の私的諮問機関でありました住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会報告書、この法案のもとになっているものであります。そこで出されていたのは先ほどから出ている納税者番号の問題なんです。将来的にネットワークシステムを納税者番号制度で活用することは可能だという報告書が出されました。ただ、現時点では源泉徴収事務の際に情報が民間に流れ出すというおそれもあるし、あるいはさういふ情報保護に対して万全ではないという、まさに環境整備が整っていないという現状で納税者番号については見送られた、これは私の観測ですが、さういふふうに思っています。

さういふ研究会報告で納税者番号についての活用の報告も出されたけれども、自治省としてはそれを棚上げした。しかし、民間利用も含めた包括的個人情報保護法、これが制定されるとするならば、この法律が一番納税者番号に適用しているのではないかと。これは私の主義でいいけれども、さう思っているんです。さういふ観点からいけば、個人情報保護法をこれと一緒に制定されるというところは、私は議員になる前からそれを団体として要望していた方ですから、非常にいいものださういふふうに思っております。

しかし、納税者番号を全く抜きにしてこれだけやるという理屈は全くどこにも立たない。納税者番号に

して反対する人もいっぱいいるわけですから、自営業者の皆さん方を含めて。サラリーマンは大半が賛成ですけれども、自営業者の皆さんは反対です。だから、さういふことを逆に隠して、もう環境整備だけを先に整えてしまおうという意図があるのではないかとさういふに勘ぐられて自営業者の皆さん方もいて、弁護士や人権問題をとらえられている、民主党もさうですけれども、さういふ部分の反対と同時に、今納税者番号を隠してこれとセッティングしてしまおうとしているのではないかと、そのために附則修正をつけたのではないかと、さういふ部分が逆に自営業者の中にも出てきておる。これは逆に、こんなことを言ったら悪いですけども、政府の基盤を支える皆さん方のところにも出てきているという部分があるわけなんです。

だから、私は、その皆さん方を安心させるためにも、やっぱりこの参議院の審議の中では納税者番号とセッティングの問題を議論してほしい、さういふことを国民の前に明確にして審議を行っていくというところの方がいいのではないかとさういふふうに思っています。その点はさういふふうにか。

○国務大臣(野田毅君) 率直に言って、納税者番号制度を実際にやるのかやらないのか、やる場合にはさういふやり方をやるかというところがまだかつちり決まっていなくて段階で、この辺が個人情報保護のシステムとさういふ関係になるのかという議論をするのは少し先走り過ぎではないかという感じが私自身いたしております。

ただ、さういふ点で、これは主税局長がおられますから余り私からとやかく言う必要はないとは思いますが、二十年來私も国会議員として長い間この問題に取り組んできたという思いがございまして、その中で感じますのは、自営業者がこの納税者番号という問題についていろいろ理屈を述べますけれども、要は自分のお金の動きを税務署に全部把握されるのはおもしろくない、この一点に尽きています。私はさういふ点で、率直に言っています。ですから、さうであれば、プライバシーの保護がどうのこうのとか言ったって、これはちよつ

と違う次元じゃないかという実は感じがいたすんです。これが一点です。

それから、いま一つ、大体的に社会という問題とも関連があるんですが、ただ日本の場合には、長い間金融あるいは証券あるいは預金なり、さういふ中で、欧米とは違う、サイン社会でなかったものだから、その種の架空名義なり他人の名義なり家族の名義なりというふうなことでいろいろあつた。さういふ点で、国内だけであればまた別だったんですが、どんな国境の垣根がなくなつて金融資本の移動が全世界的にどんな自由になつていくなれば、もしさうなつた場合に一体資金シフトをさういふふうにするのか、それが経済全体の中にならぬ影響を及ぼすのかというところもゆるがせにできない実は検討課題の一つなんです。おとなしく言えば、経済取引に与える影響といえさういふことなんですけれども、しかしさういふ点で、かなり政府税調が前向きに踏み込んでから逆になんとか手戻りになつて慎重になつていっているのは、私は後者の部分が非常に強いさういふふうに思っています。

さういふようなこともあつて、納税者番号制度を入れることは是非について、やっぱりそこはさういふ点で、この住民基本台帳システムの問題と切り離してきちんとした議論をしないと、何か話がちよつとおかしな方向に入つてしまふんじゃないか、私は実はさういふふうに思っています。

さういふ点で、必ずしもこれは連動するものではないんだ、仮に納税者番号制度をやつていろいろんな角度から見てやるべきだということが決まれば、じゃその場合にその番号というものはさういふものを活用するの。こつちの住民票コードナンバーを活用することにするのか、あるいは別途年金番号なりさういふものを引張ってくるようにするのか、これはアメリカなりスウェーデンなりそれぞれやり方が違うわけですから、さういふ議論があつて、その中でこれを活用するんだとい

うことになったときに、また今御指摘のような議論が一方で出てくるかもしれないということであって、私自身、今御指摘の、答弁しました修正の段階で、三つの項目の中の第一項目で、民間部門も対象とした個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えることというように、納税者番号制度との脈絡は全く実は頭の中になかったということは正直に申し上げておきたいと思えます。

○高嶋良充君 全く脈絡なかったということですから、そういうことであれば、私はこの法案については賛同できない、こういうことをはっきり申し上げておきます。いずれにしても、大蔵省にきていただいています。先ほど、松村委員の質問にお答えされていますから、重複する部分は避けま

納税者番号制度の共通番号の問題等々について検討委員会を設けられてやっているとということですが、問題点がずっと挙げられました。その中で、一つプライバシーの問題を言われていました。今回制定されようとしている民間利用も含めた包括的な個人情報保護法、法じゃないですが、整備ができればプライバシーの問題はクリアできるといふふうにお考えですか。

○政府委員(尾原榮夫君) 納税者番号制度を検討するに当たりまして、プライバシーの問題といふのも数多くある中の一つの問題であるといふふう

に認識してございます。これまでの検討過程でまいりますと、実はどうしても税務当局側と納税者の間で納税者の一種の個人的な情報を言っていたとさせていただきますと税務行政ができないわけでございます。しかし、それは言っていたとしても、実は税務管理の場合には守秘義務がございまして、懲役二年といふふう

まいなといましようか、漠然と受けとめられてい

るというふうなこともございしますものですが、そういうところをきちんと理解していただく必要があるだろう。

あるいは、先ほど住民基本台帳番号の問題でも御審議がございましたように、そういうネットワークで結ばれた場合に税務資料が外に絶対漏れないということが担保されるのかというようなことがプライバシーというところの問題でこれまで検討されてきた問題でございます。

したがって、直ちに個人情報保護法、どのような内容かということをもまだ承知しないわけでございますが、今までの議論の経過を申し上げますと、そういうのがプライバシーの議論でございます。

○高嶋良充君 内政審議室からお越しをいただいています。先ほど松村委員が質問されて、三党からはどういう保護整備をするのかということについては大体お聞きをしていますので、内政審議室で今度総理を本部長とする高度情報通信社会推進本部の中に個人情報保護検討部会を設けられる、こういうことが出されています。これはマスコミ報道です。事実かどうかわかりませんが、その中で検討されるのが包括的な個人情報保護法ではなしに分野別だ、こういう記事が、これは朝日新聞ですけれども出ています。それらの関係、それと本部と三党との検討会とはどういう関連になるのか、その点をお聞かせいただきたい。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、今月中に考えておりますが、高度情報通信社会推進本部のもとに個人情報保護検討部会を発足させていただきます。これにつきましては二つの流れがございまして、一つは、もともと政府といたしまして高度情報通信社会推進に向けた基本方針というものを定めてございします。平成七年に定めたものを平成十年十一月九日に改定をいたしまして、電子商取引

というものを加味した改正をいたしまして、それ

が政府のもろもろの高度情報通信社会にかかわる施策の基本になってございます。その中の一つにプライバシー保護のことがうたわれてござい

ます。そこで述べられている基本的考え方は、一言で申し上げますと、先生が今おっしゃったような、どちらかというとオムニバス方式ではなくてセク

トラル方式、E.U.型ではなくてアメリカ型という

ことを念頭に置いたことでございます。ただ、申し上げたいのは、いずれにしまして

も、ネットワーク社会においてプライバシーがきちん

と保護されている、実効性を持つて保護されて

いるということが大事なんです、そのために日本

の場合にどちらの方式が望ましいかという議論から初めなければならぬと思っております。

一応、基本方針ではオムニバス方式ではなくてどちらかというとセクトラル方式、民間におけるガイドラインに基づく自主規制というものが活用しながら、全体として法整備を含めたシステムというものが有効に働くということをイメージしているのが基本方針のところでございますけれども、検討部会においては、それといふふう

に出口を決めて議論していくことではないといふことでございます。

それからもう一つの流れは、今ここで御審議なさっている住基法の附則の問題でございます。ここにおいて法整備を含めたシステムといふことを総理が答弁されておる。あえて法整備を含めたシステムと言っておいて、包括的方法と言っていないといふところに意味があると私も認識しておりますが、いずれにしまして、それにつき

ましても、最後は要するに実効性のある、ガイドラインに基づく自主規制と言っても、それが確実にプライバシーの保護に実効を上げていないといふことであればそれはだめでございします。いかにその実効性を担保することが必要かといふようなことも含めまして、そういう幅広い見地から検討していきたい。その際に、当然三党における検討会とはよく意見交換を踏まえつつやっていき

たい、こういうふうにお考えしております。

○高嶋良充君 時間があれですから最後になります。言いつ放しの部分がありますが、それはお許しく

ださい。

今、内政審議室長の答弁の中でセクトラル方式、分野別方式で検討している、こういうことで

した。

三党の、とりわけ公明党さんの考え方は僕はそ

うではないと思うんです。公明党さんの方では、

国、地方、民間などすべてを対象にする法整備、

こういうふうにならなければ、まさに一つの法律で

国、地方、民間などすべてを対象にするといふのがオムニバス方式です。それを想定されておる

し、マスコミにもそういうふうに出て、公明党の

坂口政審会長もそれだ、こういうふうにならば

実現されたものだといふ評価をしていただん

です。そうではないとするならばまたこの評価も半減

するのかなといふふうに残念でなりません。こ

れは公明党さんに頑張っていただきたいといふ

うに思っております。

そこで、最後に申し上げておきます。

住民基本台帳と納税者番号の問題であります。これは昨年三月十六日、自治省が説明のときに使

われている、いろんな多くの社説が昨年出ていま

けれども、その中の一つに、三月十六日の日経の

社説ですけれども、こういうことが出されていま

す。「住民基本台帳番号の議論をきっかけに、納

税者番号制度についても活発な議論が展開されることを期待したい。納税者番号が導入されれば、住民基本

台帳番号制度も将来は民間に開放されることになる。民間も含めた包括的な個人情報保護法の制定

についても真剣な検討を行う時期である。」、そう

いふふうに出てくるわけですね。納税者導入は住

基と保護法が三セットだ、これはだれが見ても

言えることだといふふうに出てくるわけであ

ります。

そういう意味では、住基法改正案と個人情報保護法の必要性は私は直接関係ない。しかし、官民

るということでございます。

もう一つ、行政の合理化という観点からは、これは試算できないでしょうが、どのぐらい行政コストを削減できるとお考えになっていきますか。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムを導入した場合の効果でございますが、数値化可能なものにつきまして、一定の仮定計算で削減時間をベースに人件費などにより試算をいたしました場合には、行政側で毎年約二百四十億円の効果が出るというふうに見込んでおります。また、加えて住民サイドでは、負担軽減として約二百七十億円を見込んでおりまして、コストに見合うベネフィットがあるものと考えております。

○白浜一良君 そういう説明だからあかんのや。要するに、もうちょっとやっぱり内容を、こういう点がこうなつてこのぐらいというふうに言つてくれないと、それは試算した金額だけはわかるけれども、そこをもうちょっと丁寧に説明されないとわかりづらいから、できるだけわかる範囲で具体的に言つてくださいます。

○政府委員(鈴木正明君) 舌足らずで失礼いたしました。

このシステムを導入した場合の行政側のベネフィットでございますが、先ほど申し上げましたように、転出転入の手続が一回で済みます。従来は転出地に行つて、また転入地に行くということが一回で済みますので、そういった時間が省略される。それから、それによって行政側としても窓口事務が簡素化される。それから、行政、いろいろな手続に対して住民票の写しの交付件数が必要になりますので、そういった面で写しの交付件数が減ることによりまして住民基本台帳事務の合理化が図られる。それから、住民票の写しの交付につきましても、この省略によって窓口事務の簡素化が図られるというベネフィットが考えられます。住民サイドの方では、住民票の写しの広域交付によりまして役所に行く時間というものが短縮される、場合によっては午前中休んで行くところを昼休みに職場の近くで行けるといふことで、時間

が節約できるというたことのメリット。あるいは転入転出手続の簡素化によりまして、一回で済みますのでそのメリットが出る。また、行政手続において住民票の写しの添付が必要になりますので、その分、役所に行かなくて済む。またさらに、例えば恩給とか年金などの受給者が年一回生存証明ということとで現況確認に役場に行きますが、そういうことも省略されますのでそのメリットがある。そういうことで、先ほど言いましたように、合わせまして行政側で約二百四十億円、住民側のベネフィットとして二百七十億円というものを見込んでおります。

○白浜一良君 私、聞きましたけれども、ペーパーはいたっているんで、別に聞く必要はないんですが、はつきり具体的に説明してほしいから局長にお聞きしたわけでございます。いろいろそういう行政の合理化、コスト削減という観点、住民サービスの向上、利便性の強化という観点で今回の法改正をされる。今いろいろ御説明をいただきました。

ただし、今回の法改正でいろんな問題点が指摘されているわけでございますが、大きく分けると私は二つあると思います。

一つは、よくかつて言われて今も言われているわけでございますが、いわゆる国民総背番号制になるんじゃないかと。国に国民が一元的に管理されるんじゃないか、コンピュータをシステムで全国的にネットワーク化しますから、こういう危険がある。これは衆議院段階でもたびたび議論をされてきているわけでございます。

大臣、申しわけございませんが、もう一度背番号制じゃないんだと。先ほど私が言つたような四十二年以後の経緯、また今日のそういう電算化が進んでいるという上でのもう一段の改正、住民サービスの向上と行政の合理化という観点で今回されたんだという趣旨だとは思ふんですが、一つはそういう懸念があると。そういう国民の声に対しまして、そうじゃないんだという説明をまず求めたいと思います。

○国務大臣(野田毅君) 一般に国民総背番号制という言葉で表現されるイメージというのは、国が国民一人一人を一元的にその個人に関する情報を集中管理して、言うならコントロールの対象にしていこうというそれに対するアレルギーといひますか、そういったものをみんなが受けとめていく、こういうのが一般的な国民総背番号制ということに対するイメージではないかというふうに考えるんですが、そういう点からいいますと、この住民基本台帳ネットワークシステムというのは地方公共団体の共同のシステムであつて、国が一元的に管理するというようなシステムではないということが第一でございます。

それから、保有される情報というのは、本人確認のための氏名、住所、性別、生年月日というこの四情報、それから住民票コード及び付随情報のみということでありまして、さまざまな個人情報を一元的に収集管理するというようなことを認めない仕組みになっているということでありまして、その仕組みにおいても、それから発想ということにおいても根本的に異なるものであるということをおし上げることができると思います。

○白浜一良君 重ねてお伺いしますが、六十一年に本法を改正されたときに、これも簡単な説明の問答集が出ていたわけでございます。このときも同じような、それは市町村単位で電算化していくという、そういうことに関して質問がされました、住民記録の電算化を進めることは、住民情報市町村の枠を超えて国または都道府県において集中管理されるようになり、ひいては国民総背番号制につながるのではないか、こういう仮説の問を發して、答として、今、大臣がおっしゃつたことと関連いたしますが、基本的にその事務処理は市町村の範囲内に限られており、住民記録の電算化についても基本的に市町村内部の事務処理の効率化や住民サービスの向上等を目的とするものであつて、設問のような目的に利用されることおるわけでございます。

重ねて、局長はこのことは御存じだとは思いますが、このときも質疑がいろいろあつたと思うんですが、今また同じような懸念がされているわけでございますが、このときの問答集も含めて、ちよつと答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木正明君) このシステムは、市町村が住民基本台帳制度を運営するという制度の基本的な枠組みというものは維持しながら、その上に住民サービスの向上といった住民の利便を増進するという目的、また市町村等の行政の合理化に資するという目的、そのために全国的に市町村の区域を超えた本人確認ができるような仕組みを付加するというものでありまして、その意味では住民基本台帳法の目的に沿つていふものでござい

ます。

このシステムによりまして、それぞれの市町村が住民票の写しというものの広域交付が可能になり、また転出転入事務など住民基本台帳事務の効率化に役立つて、その結果、住民に対するサービスの向上が図られるものだというふうにご覧になってお

ります。

したがしまして、当時の考え方のいわば延長ということ、このネットワークシステムを構築することによりまして市町村内部の事務処理の効率化あるいは住民サービスの向上を目的とするということでは、住民基本台帳事務の電算化のときの考え方と矛盾しないものと考えております。

○白浜一良君 はい、わかりました。

それで、関連して、こういう懸念もあるんですが、いわゆる全国センターをつくられる、それを自治大臣認可の公益法人でされる、こういうこと

でございますが、そういう市町村の事務処理の効率化という面で言いましたら、都道府県連合とかそういう形でやるべきではないか、それはどちらが実効性があるのかよくわかりませんが、こういった懸念もある。それは、国が一元的に管理されるということで反対というのか、の考えから、そういう議論もあるわけでございますが、この点

○政府委員(鈴木正明君) 今回の改正法案におきましては、いわゆる指定法人方式をとっておりますが、都道府県の事務のうち一定のものについては都道府県知事は指定情報処理機関に事務を行わせることができるというところで、お話しのように、自治大臣が指定する法人に事務を委任することができ、こういう方式をとっております。

御指摘の、お話しに出ました広域連合等としない指定法人方式を採用したということにつきましては、自治法の広域連合ということになりますと、全国的な全団体の参加のもとでの手続がございますので、都道府県間の調整が整わずその設置ができないということもあり得るということでございます。事務を委任したい都道府県知事が委任するという指定法人方式の方が適切であろう。それから、広域連合等の場合には、委任先ができたとしても、個人情報保護措置などの面で適正な運営が確保できるかどうか不安定な面が残るために、委任の受け皿という条件、法律において指定法人の要件を規定しまして法的な措置を十分に講ずることが適当であるという点と、あともう一つは、専門技術有する者が行うということが望ましい事務でございますので、事務の効率性、正確性、安全性の点から、そういう専門的な人がある指定法人方式がよいということで、この方式をとることとしたものでございます。

○白浜一良君 わかたようなわからないような御説明でございますが、それはそれで理解をします。

○政府委員(鈴木正明君) お答えいたします。

御指摘のように、住民基本台帳自身をまだ電算化していない団体がございます。その主な理由といたしましては、導入に関する庁内の体制が十分

に整っていない、あるいは件数が少ないため手作業による事務処理で十分に対応できる、システム導入及び維持管理に要する経費負担が困難である、このような理由が考えられます。

今回のネットワークシステムにおきましては、それぞれの市町村が住民基本台帳自体を電算化することは必ずしも必要不可欠とは考えておりません。しかし、電算化を図ることによって事務の簡素化や迅速化が図られ、住民のニーズに対応した行政サービスが可能となりますので、今後とも住民基本台帳の電算化を積極的に推進してまいりたいと考えておりますが、電算化していない団体においては、このネットワークシステム導入の場合には、このコミュニケーションサーバーに直接データを打ち込む、この方法によって対応可能でございます。

○白浜一良君 最後に一つおっしゃったのは、別な市町村があっても、電算化してなくてもできるということですか。

○政府委員(鈴木正明君) はい。

○白浜一良君 なるほど。

それで、これも国民総番号制じゃないかという一つの大きな懸念。もう一つの大きな懸念は、個人の情報がいろいろな形でインプットもできる、四項目されておりますが、だから大変プライバシーの侵害に当たるとはならないか、こういうことがもう一つ大きな懸念としてあるわけです。当然この法律立ての中にプライバシーの保護というのを埋め込まれているという、それはお立場はお立場でしょうが、まず、それを伺いましょうか。

○政府委員(鈴木正明君) 今回のシステムにおきましては、プライバシー保護というものの重点的に取り組んできたところでございます。制度的な面あるいは技術的な面、さらには運営面についてプライバシー保護の措置を講じております。

制度的な面では、本人確認情報を利用する機関あるいは利用目的、事務につきましては法律で具体的に規定を行うということ、また関係職員に対しては安全確保措置、また秘密保持の義務づけ

けを行う、それから提供先、国の機関等がこの情報を受けた場合には目的外利用することを禁止する、民間部門においては住民票コードの利用を禁止するというところでございます。

技術的な面では、専用回線を使い、また本人確認情報の送信については暗号化の手法による、そのほかシステム面での相互認証など、プライバシー保護措置を講じております。

また、運用面におきましても、情報の保護管理の設置あるいは安全確保などのための委員会の開催など、管理体制に関する措置を講じるとともに、個人情報保護の意識の向上あるいは安全、正確性の確保などについての措置というものも講じることとしております。このような形で厳格に本人確認情報等を保護することとしております。

○白浜一良君 一応、法律立てとしてそういうふうに配慮をされているということでございますが、民間のそういういろいろな個人情報非常に流出しているという事故がたくさんございますし、本年も京都の宇治市で住民基本台帳のデータが流出したという、あつてはならないことでござい

ますが、そういうことも起こり得るわけで、大変、プライバシーの保護、個人情報の保護というものが大きな懸念にもなっております。これは、最も民主主義国家として大事な、人権を守るといふ観点でも大事なことであるわけで、この点が衆議院でさまざまに議論もされたし、最終的に修正案をまとめる段階で御苦労をされた、このように伺っております。

きょうは、衆議院の方からも修正案の提案者の皆様にお忙しいところ来ていただきましたが、長時間の国会の後お疲れでございますが来ていただきましたので、どのような経緯で衆議院段階で修正案がつくられていったのか、この点をまず御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員(宮路和明君) この点につきまして、午前中の御議論の中でお話があったところでございますけれども、私も衆議院では、三十

時間を超える熱心な審議を夜も昼も朝もというところで一生懸命やらせていただいたわけであります。

その中で、特に午前中もお話ございましたように、個人情報の保護、プライバシーの保護ということがとりわけ大きな論点になったわけでございます。そこで、一つにはそうしたプライバシーの保護ということについての漠然とした不安といえますか、懸念というものがあるということでございます。それから我が国として、役所が、政府機関が持つておりますコンピュータの情報処理については、プライバシーの保護という面での法制は一応できておりますが、民間あるいは地方自治体についてはそういうものが全

くない。

そこで、これから高度情報化社会がどんどん進んでいく中であつて、これで果たして欧米諸国と比べた場合にいいのかといったような問題点。そしてまた、自治大臣の方から御答弁がありまして、自治大臣のこの住民基本台帳法の改正案を施行するまでの間においても技術の進歩が日進月歩行われていく、あるいはまたプライバシーの保護ということについての国民の意識とい

ましようか、そういうものも高まってくる。そういうこと万般に思いをいたすときに、やはり附則の第一条第二項に示したような万全を期するための個人情報保護についての措置というものを講ずべきである、やっぱりそういう御意見が強くあつたわけでありまして、そこを踏まえて衆議院の段階でそのようなことを盛り込んだ附則を追加するということ修正をさせていただいた、こういうこととでございます。

○白浜一良君 よくわかりました。

この修正案の中に、「所要の措置を講ずるものとする。」とありますが、今の説明でもいいんですが、ここにいわゆる所要の措置というのは具体的にどのような内容だとお考えになつておりますか。

○衆議院議員(鶴淵俊之君) ただいま宮路筆頭理

事の方から若干お話がありました。私ども、所要の措置というのはほは三点において考えておるところでございます。

その第一点は、民間部門を対象といたしました個人情報保護に関する法整備を含めたシステムを速やかに整えるというのが第一点。第二点は、一番目に言いましたシステムの整備状況を踏まえまして、住民基本台帳法におきますさらなる個人情報保護措置を講ずるための法改正に持っていく、これが第二点。第三点は、地方公共団体が適切に住民基本台帳ネットワークシステムを運用することができるよう、自治省といたしまして個人情報保護にかかわる指導を十分に行う。以上の三点を大所要の措置と考えておるわけでございます。

○白浜一良君 よくわかりました。

今回の法案審議を通して、今回のいわゆるネットワークシステムだけではなく、民間部門のそういう個人情報の保護ということも含めて検討される、これは画期的なことだと私は思うわけでございまして、自民党、自由党、公明党三党で美りある成果を期待するわけでございますが、既にそういう協議を始められておると伺っておりますが、どういふ状況でしょうか、どの辺まで来ているのでしょうか。ちょっとその点の説明をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(宮路和明君) 私ども、三党間で六月四日に政策責任者間における確認書というものを取り交わしまして、そこで個人情報保護に関する法律について、三党間で国会会中に検討会を設置の上法制化の検討に着手し、そして年内に基本的枠組みの取りまとめを行い、三年以内に法制化を図るといふような趣旨の確認を行ってあるわけであります。それに基づいて早速六月二十三日に第一回の個人情報保護システム検討会を開催いたしました。

そして、その後二回、三回とやってまいっておりますわけですが、これを大体隔週置きに一回開催して、目下のところ、政府の方から我が国に

おけるプライバシー保護システムについての検討状況のヒアリングを行ったり、あるいはまた海外におけるシステムについての勉強を行ったりいたしておるところではございますけれども、先ほど申し上げました年内に基本的な枠組みを取りまとめるといふことにいたしておりますので、これから精力的に検討を重ねて、そうした目標を達成し、そして三年以内の法制化に向けて一生懸命頑張つてまいりたい、こういうふうにしておるところでございます。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。大変大きな作業でございますので、御尽力されて、実り多い、いい成果を期待したいと思ひますが、それで、もう時間もないので、恐縮でございますが、ありがとうございます。

これに関連して、きょう総務庁に来ていただいているのですが、実は六十三年にも、これは国が持つていっているいわゆるコンピュータ情報とか、を保護するという面で、個人情報保護法が制定されたわけでございますが、今後この本格的な個人情報保護法の整備を三党で協議されていくわけでございますが、これとの関連性はどうか。

○政府委員(澤上信光君) 総務庁の方で所管をしております行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律は、国の行政機関が保有する電子計算機処理された個人データを対象としております。

御承知のように、総務庁は国の行政機関の運営等についての総合調整機関でございます。民間部門をも対象とした個人情報保護対策のあり方についての対応策ということを上げることはなかなか困難でございますが、今後の検討の中で、国の行政機関の保有する個人情報保護対策に関連する何らかの組み直しとか、そういったような必要が生ずるとすれば、総務庁としての立場から適切に対応してまいりたいと考えております。

○白浜一良君 ちょっと確認しますが、当然民間は、担当されているそれぞれ所管の各省庁の思ひ

もあるでしょうから、そこで検討を開始されていくと思ふんですけれども、それはそれでいいんですが、総務庁所管になっていられる国のコンピュータ情報の管理の保護法は、当然これ改正されるんでしょね。当然でしょうね。そういうことを聞きたいわけですよ。

○政府委員(澤上信光君) それは、今回の一連の検討の結果を踏まえて、必要であればということでございます。

○白浜一良君 必要あれば改正されると。それで結構でございます。

それとも一つ、大臣、ちょっと確認したいんですが、プライバシーの保護という面で、地方自治体でもいろいろそういう条例をつくつていらっしゃると思うんですが、千四百七団体ですが、条例があつて、全体の四割程度と、こういうふうな同つておられますが、これとの関連性とか、この法整備される中でこの関連性というのはどうなるでしょうか。

○国務大臣(野田毅君) 市町村の条例でオンラインの接続を例外なく禁止しているという団体があるわけですが、これが大体五百六十五団体ぐらいあるわけですね。こういう場合には、今回のこの法律の規定によつてその条例で定めております禁止規定が解除される、それは条例よりも法律が優先をする、こういうことですから、この点は問題はないというふうに考えております。いずれこれは、個別に条例自身について、そういったこととの整合性も頭に置いて必要な見直しをしていただいた方が適切であろうというふうには考えております。

○白浜一良君 もう時間がないので最後にいたしますが、大臣、建前論としてはそうなんですけれども、当然法律の方が優先しますからね。

ただ、それぞれ住民のニーズに従つて市町村で定められた条例であるわけで、それぞれに議会も持つておりますし、当然市町村民の声を反映させてそういうものがつくられたわけで、今回の法改

正の趣旨とは当然違つてございますけれども、それはそれでやっぱり住民のニーズとして大変大事なわけですね。この辺は丁寧な作業、手続をしないと、単に法律が条例よりも優先するんだという、そういう建前論だけでは、これは十分各市町村にも御説明されて、それぞれの議会でも十分本法改正の趣旨を理解してもらつて、今回の修正案という流れもあるわけで、含めてこれはよく御理解をそれぞれ自治体でやつてもらふことが一番大事だ、そういう建前論ではと行つてはいけないと、私は特にそう思うわけでございますが、最後にその点に関する所感を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野田毅君) 全く御指摘のとおりでございます。今、一応法的な姿のことだけ申し上げたんですが、実際にはこういうプライバシーの保護の重要性を考えて条例を制定しておられるわけですね。そういった点で、今回の法律ではこういうふうになるんですよという具体的な事柄をきちんと詳しく御説明をして、その上でできるだけ理解をしてもらわなきゃいけない、その努力は御指摘のとおり鋭意していかなければなりませんし、そのようにいたしたいと考えております。

○委員長(小山峰男君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時四十七分散会

平成十一年八月三日印刷

平成十一年八月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局